

第3次高知県DV被害者支援計画 事業進捗管理表

参考資料3

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
1	1 DVを許さない社会づくり	① 関係機関・団体の連携強化	① 関係機関・団体の連携強化	●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催	●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVIに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	8月下旬から9月上旬にかけて、県内5ヶ所で開催。昨年度から引き続き、「市町村内部での連携強化」をテーマに、DV被害者支援担当課以外の関係課や社会福祉協議会にも参加を呼び掛けた。参加者は市町村の他、警察署、福祉保健所、ソーレ、社会福祉協議会。 参加：67機関(うち市町村23、社会福祉協議会6)、91名	昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市関係)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後も継続して欲しいとの要望があった。 グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を公表し、情報共有を図った。分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考えていく必要がある。 H30年度と比較して、参加者数、参加機関数とも増加。(H30年度：参加者76名、62機関(うち市町村22))	●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	・参加部署、参加人数を増やすための働きかけ。 ・参加メンバーのDVIに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課
2					●ブロック別DV関係機関連絡会議を通じ、DV防止や被害者支援のための関係機関と情報交換・連携強化	市町村担当者の異動による知識、経験の蓄積の困難さ	●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催 5ヶ所 DV被害者サポートブックの説明 DV講座 グループ討議	●関係機関と情報交換・連携強化が図られた。	●ブロック別DV関係機関連絡会議を通じ、DV防止や被害者支援のための関係機関と情報交換・連携強化	市町村担当者の異動による知識、経験の蓄積の困難さ	女性相談支援センター
3					●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関と情報共有し、連携を促進する(安芸) ●ニーズにマッチした連絡会議に参加し、実態に即した関係機関の連携を図る。(中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会への参加(中央西) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との連携を図る。(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、地域関係機関との連携を促進する。(幡多)	●会議で、支援上の課題や社会資源の共有が図れること。(安芸) ●地域のニーズにマッチした連絡会議であること。(中央東)	●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、情報共有し、相互理解が深まった。(安芸) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に職員が7名が参加(中央東) ●8/26中央西ブロック関係機関連絡会に参加。(中央西) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との連携を図ることができた。(須崎)	●市町村福祉サービスや相談対応方法の情報共有ができ、連携しやすくなった。(安芸) ●DVIに関する現状や課題等について関係機関と意見交換。DV被害者への支援を連携して行うことの重要性等を認識できた。(中央東) ●市町村や警察署の取組や連携、DVの現状を把握、現状を共有できた。(中央西) ●ブロックの関係機関と情報共有及び連携を進めることができた。(須崎)	●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関と情報共有し、連携を促進する(安芸) ●ブロック別DV関係機関連絡会に参加し、DVの実態や関係機関の取組を把握し必要時連携を図る。(中央西・中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に継続して参加。(須崎)	●ブロック別DV関係機関連絡会議の日程に参加できない場合は会議内容をフィードバックできる工夫が必要。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
4	1 DVを許さない社会づくり	(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進	① 関係機関・団体の連携強化	●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催	・DV関係機関連絡会議への積極的な参加。 ・突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	・県内5ブロック(9/5安芸、8/21中央東、8/26中央西、9/4須崎、8/27幡多)で行われたブロック会へ出席した。 ・他機関と情報共有を行い、連携強化を図った。	・他機関と情報共有を行い、連携強化が図れた。	・DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	・突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	警察本部 (少年女性安全対策課)	
5				●DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大	・引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会を開催する。 ・DV対策連携支援ネットワーク会議の役割と目的を整理し、内容及び参加メンバーの見直しも含めて検討(ブロック会議メンバーの見直しにあわせて、検討する。)	・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	・DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会を12/5に開催(参加者65名)。ブロック会議のテーマが「市町村内の連携強化」であったことから、昨年度から引き続き、ネットワークメンバー以外の市町村DV被害者支援担当課及び県内各警察署にも案内を送った。 (講演)「日常的暴力(DV・性暴力等)の及ぼす影響と被害からの心理的回復支援について」 講師:竹下 小夜子 氏 (さよウィメンズ・メンタルクリニック) (報告)「高知県のDV被害者支援の現状」 報告者:本澤 るみ子 氏 (高知県女性相談支援センター 次長)	ネットワーク会議について、アンケート評価では①報告については約4割が、②講演については約7割が「大変参考になった」という回答だった。	・引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会を開催する。 ・DV対策連携支援ネットワーク会議の役割と目的を整理し、内容及び参加メンバーの見直しも含めて検討(ブロック会議メンバーの見直しにあわせて、検討する。)	・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課
6				●DV被害者と関わる機関・団体との情報共有及び連携	・DV対策の会議等へ積極的に参加しての継続的な情報収集や連携強化	・DV対策連携支援ネットワーク会議の開催 高知県のDV被害者支援の現状報告講演「デートDVとその予防について」講演[日常的暴力(DV・性暴力等)の及ぼす影響と被害からの心理的回復支援について] 参加機関46 参加人数62人	・関係機関とDV被害者支援のための連携強化が図られた。	●DV対策連携支援ネットワーク会議でのDV防止等の講演、研修の実施による、関係機関職員や相談員の専門性の向上	●DV被害者と関わる機関・団体との情報共有及び連携	・DV対策の会議等へ積極的に参加しての継続的な情報収集や連携強化	女性相談支援センター
7	●DV被害者と関わる機関・団体との情報共有及び連携	・DV対策の会議等へ積極的に参加しての継続的な情報収集や連携強化	・DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会(12/2開催)に参加。また、同研修会において、ソール職員によるデートDVの出前講座を実施、72名参加。	DV対策連携支援ネットワーク会議への参加で関係機関との情報共有や連携が図られた。	●DV被害者と関わる機関・団体との情報共有及び連携	・DV対策の会議等へ積極的に参加しての継続的な情報収集や連携強化	男女共同参画センター「ソール」				

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
8				●DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大	・DV対策連携支援ネットワークへの協力。	・突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	・令和元年度DV被害者支援連絡会議(5/28)に出席した。 ・DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会(12/2)に出席した。 ・警察によるDV等の体制説明や、女性相談支援センターによる連携・実績・現状の説明を行うとともに、意見交換を行い、連携の強化や専門性の向上等を図った。	・警察によるDV等の体制説明や、女性相談支援センターによる連携・実績の説明を行うとともに、意見交換を行い、連携の強化や専門性の向上等を図れた。	・DV対策連携支援ネットワークへの協力。	・突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	警察本部 (少女女性安全対策課)
9	1 DVを許さない社会づくり	① 関係機関・団体の連携強化	●市町村との連携強化	市町村の戸別個別訪問を強化し、計画の必要性等を説明	市町村における男女共同参画の取り組みの優先度を上げる働きかけ	・男女共同参画計画の策定働きかけ ・男女共同参画計画策定委員会参加による計画策定支援 ・男女共同参画計画改訂中(1村) ・男女共同参画計画策定中(2市町)	・男女共同参画の専任部署がない市町村もあり、計画策定の優先度が低い ・計画の継続予定のない状態が続く市町があり、今後も計画策定の働きかけが必要	市町村の戸別訪問を強化し、計画の必要性等を説明	市町村における男女共同参画の取り組みの優先度を上げる働きかけを行う	県民生活・男女共同参画課	
10				●警察や福祉事務所、生活支援相談センター等の関係機関等との意見交換や研修会を通じた連携強化	—	・警察署との連絡会 ・高知県福祉担当課との意見交換等	・関係機関と情報交換・連携強化が図られた。	●警察や福祉事務所、生活支援相談センター等の関係機関等との意見交換や研修会を通じた連携強化	—	女性相談支援センター	
11				●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	・交付団体の負担を出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	民間シェルター運営費補助実施の交付決定 ・1か所 1,000千円	・民間シェルターとの役割分担や、支援の在り方についての検討が必要。そのためにも、民間シェルターの活動内容の詳細(誰に、何を、いつ、どの程度行ったか等)を把握する必要があることから、実績報告の様式や検査方法の見直が必要。	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	・交付団体の負担を出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討
12			●民間支援団体との連携	●民間支援団体との啓発活動の推進	DV防止や被害者支援を行っている民間団体が少ない	・女性保護対策協議会総会へ出席	・民間支援団体との連携が図られた。	●民間支援団体との啓発活動の推進	DV防止や被害者支援を行っている民間団体が少ない	女性相談支援センター	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	
13	1 DVを許さない社会づくり	①関係機関・団体の連携強化	●各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた啓発の実施	●ネットワーク会議を開催し、DV防止の広報・啓発や、DV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼を行う。 ●民生委員・児童委員への啓発活動	・民生委員、児童委員をはじめとした各関係機関への啓発活動の再考	・DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門者研修会を12/2に開催(参加者65名)。ブロック会議のテーマが「市町村内の連携強化」であったことから、昨年度から引き続き、ネットワークメンバー以外の市町村DV被害者支援担当課及び県内各警察署にも案内を送った。 (講演)「日常的暴力(DV・性暴力)の及ぼす影響と被害からの心理的回復支援について」 講師:竹下 小夜子 氏 (NPO法人ハーティ仙台 代表理事) (報告)「高知県のDV被害者支援の現状」 報告者:本澤 るみ子 氏 (高知県女性相談支援センター 次長)	ネットワーク会議について、アンケート評価では①報告については約4割が、②講演については約7割が「大変参考になった」という回答だった。	●ネットワーク会議を開催し、DV防止の広報・啓発や、DV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼を行う。 ●民生委員・児童委員への啓発活動	・会議の参加人数を増やすための有効な広報の仕方 ・民生委員、児童委員をはじめとした各関係機関への啓発活動の再考	県民生活・男女共同参画課
14				●各機関・団体の研修会等でのDV防止等の広報・啓発及びDV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼	広報・啓発等を行う研修会等の機会が少ない	・こうち被害者支援センターでの研修実施 ・香美市男女共同参画推進学習会での講演実施	・DV防止に向けた広報・啓発及びDV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼ができた。	●各機関・団体の研修会等でのDV防止等の広報・啓発及びDV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼	広報・啓発等を行う研修会等の機会が少ない	女性相談支援センター
15				●福祉保健所の実施する研修会等の機会を通じて啓発を行う。(安芸) ●リーフレット等を活用した啓発を継続して行う。(中央東) ●福祉保健所の実施する研修会等様々な機会を通じてリーフレット等を配布し啓発を行う(中央西) ●管内母子保健指導者研修会等機会を通じてDV防止の啓発を実施する(須崎) ●福祉保健所の実施する研修会等の機会を通じてリーフレット等を配布し啓発を行う。(幡多)		●実績なし(安芸) ●県立高等学校定時制(2校)の生徒、教職員(約70名)を対象にデートDVや相談先に関する情報提供を行った。(中央東) ●研修会でのリーフレットの配布ができなかった。(中央西) ●管内母子保健指導者研修会でDV防止の啓発カードを配布し、啓発した。(須崎)	●下半期に、地区組織の会等で啓発していく。(安芸) ●生徒や学校関係者に啓発を行う機会を得ることができた(中央東) ●福祉保健所内の研修スケジュールや参加対象者を把握しておく必要があった。(中央西) ●管内市町母子保健担当者及び関係者に改めてDV防止の意識を持ってもらうことができた。(須崎)	●福祉保健所の実施する研修会等様々な機会を通じてリーフレット等を配布し啓発を行う(中央西・中央東) ●管内母子保健指導者研修会等機会を通じてDV防止の啓発を実施する。(須崎)	●関係する機関については、他の機関からリーフレットの配布があり同じリーフレットが再々配布されているため、重ならない等の配慮が必要。(中央東) ●管内母子保健指導者研修会では限られた時間のため、周知内容の工夫が必要。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
16				継続して権利擁護研修会を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解促進	高齢者虐待防止研修会の実施 ・市町村職員対象:R元.7月 66名 ・管理者・施設長対象:R元.9・10月 203名 ・施設リーダー職員対象:R元.12月、R2.1月 131名 ・施設中堅職員対象:R元.10月 138名	高齢者の虐待防止に向け、課題への取り組みに関する知識や理解を深めることができた。	継続して権利擁護研修会を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解促進	高齢者福祉課

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
17	1 DVを許さない社会づくり	(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進	① 関係機関・団体の連携強化	●各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた啓発の実施	●研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施【行政】12/20(金) 22名【施設】※管理者・施設長及びリーダー研修は高齢者施設従事者と合同で開催 ・管理者・施設長 ①9/24(火) 85名 ②10/21(月) 118名 ・リーダー 12/2(月)、1/8(水) 131名 ・中堅 8/27(火) 102名	●障害者の権利擁護に併せてDV防止に関する理解が深まっている。	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課
18				県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのDVに関するチラシの配布	特になし	DV及び女性相談支援センターについてのチラシをイベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等で配布した。 →10/6国際ふれあい広場(多文化体験イベント)で配布	国際交流イベント参加者や県内国際交流・協力団体に対し、DV防止に向けた啓発が図られた。	県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのDVに関するチラシの配布	特になし	国際交流課	
19				(2) DV防止のための教育・普及啓発	① 生涯にわたる人権教育の推進	●学校・保育所・幼稚園等における人権教育の推進	私立学校人権教育指導業務(委託) ・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援 ・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援	各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。	令和元年の実績 ・研修会 7回実施(参加者 延 300人) ・学校訪問 延47回(11校) ・教員間でワークを行う研修では、学校間の情報交換ができ、教員の視野が広がっている。 ・研修後のアンケート等で新しい「気づきがあった」との意見が多数ある。	・各学校から参加者があり、全ての学校に研修内容が伝わっている。	私立学校人権教育指導業務(委託) ・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援 ・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関		
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等	
20	1 DVを許さない社会づくり	①生涯にわたる人権教育の推進	●学校・保育所・幼稚園等における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 実施園との事前・事後の連絡・相談及び市町村担当課との連携を密にすることにより、支援内容の充実を図る。また、ブロック別研修支援においては地域におけるミドルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。 親育ち支援啓発事業における保護者研修や保育者研修の拡充に向け、継続的に園や市町村への研修の実施を呼びかける。 園内で組織的計画的な親育ち支援が行われるよう、親育ち支援担当者の位置付けを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 園内研修支援事業において338回(146園)の研修支援を行った。うちブロック別研修支援(25園)では、保育参観に基づくグループ協議を中心に、継続支援を行った。いずれの園内研修においても、保育所保育指針・幼稚園教育要領等や高知県教育・保育の質向上ガイドラインを活用し、保育・教育の質の向上につながるよう支援している。 親育ち支援啓発事業において、保護者への研修を111回(76園・23小学校)行い、実施園の参加率は57.2%(昨年度比+7.5%)となっている。また、各園で保護者研修の実施後、参加していない保護者に対してお便りや口頭での研修内容伝達の工夫がされている。 保育者への研修は41回(36園・3市町1団体)を行った。 親育ち支援担当者の配置率は87.5%(昨年度比+26.6%)となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 各園の研修テーマや要望に合わせた園内研修支援を実施するとともに、ブロック別研修支援においては担当主事が継続支援することで、園の課題や状況に応じた研修等につながっている。 保護者研修に参加していない保護者については、保育者に研修等で意識付けしていくことで、お便りなどでの伝達等、研修内容が広がられている。 親育ち支援担当者の位置付けが進むことで、園内での役割が明確になり、チームとして取り組むためのしぐみが進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施園との事前・事後の連絡及び市町村担当課との連携を密にすることにより、支援内容の充実を図る。また、ブロック別研修支援においては地域におけるミドルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。 親育ち支援啓発事業における保護者研修や保育者研修の拡充に向け、継続的に園や市町村への研修の実施を呼びかける。 園内で組織的計画的な親育ち支援が行われるよう、親育ち支援担当者の役割を具体的に明確に提示しながら、担当者の位置付けを推進するとともに、園務分掌での位置付けを進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた質の高い教育・保育の実施に向け、高知県教育・保育の質向上ガイドライン等を活用した研修支援を行う必要がある。 親育ち支援担当者の役割を認識してもらうためのさらなる働きかけが必要である。 	幼保支援課			
21				②生涯にわたる人権教育の推進	●対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育主任連絡協議会を開催 虐待に関する校内研修の講師を人権教育主任や生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携して行う。 	<ul style="list-style-type: none"> DVの予防に向けた家庭や学校・保育所・幼稚園等における男女共同参画や、虐待防止の意識づくりが必要。 学校内で連携して研修講師を務めることができるように、研修資料を作成し、配付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育主任連絡協議会において、虐待に関する今年度の取組を周知した。 虐待に関する研修資料を作成し、公立小・中・高等学校・特別支援学校に配付した。 研修資料を配付することにより、校内研修で人権教育主任や生徒指導主事等が連携して講師を務めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修の充実や人材育成を目的として、人権教育主任や生徒指導主事が管理職等と連携し、研修講師を務めることにより、教職員の虐待防止に関する意識の向上を図った。 校内研修の実施率：小65.3%、中56.1%、高45.1%、特71.4% 虐待以外に、不登校やいじめ、ネットの問題、障害者等の人権に関する研修についても取り組んだ学校もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育主任連絡協議会を開催 虐待に関する校内研修の講師を人権教育主任や生徒指導主事等が連携して行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 配付資料については、教職員が理解しやすい内容や、今年度と異なる演習の題材を作成し、継続して取組を行うことができるように配慮する必要がある。 	人権教育・児童生徒課
22						<ul style="list-style-type: none"> 専門人材を活用した校内支援会の月1回以上の実施の定着と質的向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> SCやSSWの配置拡充及び資質向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門人材を活用した校内支援会を月1回以上実施している学校の割合小63.2%、中73.8%、高58.3% 校内支援会の実施回数やSC、SSWの活用は増えており、児童生徒一人一人に応じた適切な対応は進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門人材の活用や組織的な支援体制の充実を図るために、取組を継続することが重要である。 SCやSSWの配置時間が十分でないため、SCやSSWが校内支援会に参加できていない。 勤務経験の浅いSCやSSWの支援力向上に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門人材を活用した校内支援会の月1回以上の実施の定着と質的向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> SCやSSWの配置拡充及び資質向上を図る必要がある。 	人権教育・児童生徒課

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	
23	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進 ●対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度未実施の13市町村において、コーディネーター連絡協議会を開催。 2市4町1村を指定し、特別支援教育巡回アドバイザーが支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育事務所や市町村等教育委員会と連携しながら、特別支援教育巡回アドバイザーがいなくなる令和2年度以降にも取組が継続、充実していく体制づくりを行うことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度未実施の13市町村を含む、18市町村において、特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会を実施 計307回(東部69回、中部78回、西部160回)、特別支援教育巡回アドバイザーが学校等への訪問支援を実施 個別の指導計画の作成が必要な児童生徒が在籍している学校において、1名以上個別の指導計画を作成済みの学校:小 96.8%、中 85.5%(5月1日段階) 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している公立小中学校において、個別の指導計画の作成、活用を通じて組織的な指導支援を行うことが定着しつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育事務所、市町村等と連携しながら、今年度までの成果(小中学校における個別の指導計画を活用した組織的な指導支援の取組)が継続、さらに充実するよう支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育事務所による小中学校に対する訪問支援の件数は年々増加しており、より効果的に必要な支援を実施するために、教員の専門性向上や支援の在り方について検討し、取り組んでいくことが必要。 	特別支援教育課
24				<ul style="list-style-type: none"> 人権教育実践概要等を活用した実践交流及び、研究協議を行い、人権教育主任による組織マネジメント力の必要性を意識づけるとともに、人権教育年間指導計画の充実に向けた指導、支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育主任の組織マネジメント力の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校人権教育主任研修 東部:11/26 中部:①11/28、②12/3 西部:12/10 ・参加人数 237名 県立学校人権教育主任研修 1/29 ・参加人数 64名 		<ul style="list-style-type: none"> 人権教育主任研修の実施 ※「人権教育主任連絡協議会」(令和3年度)との統合に向け、令和2年度の「人権教育主任研修」の内容についても「人権教育主任連絡協議会」の内容と連動させる予定 		教育センター

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
25	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	●地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	「女性に対する暴力をなくす運動」期間や人権週間を中心に11月号あたりでの掲載が多い。 ・様々な広報素材がある中で、DVの啓発の通年実施をどう行ってもらうか。	・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。 ・市町村におけるDVを含めた人権問題の優先度を上げる働きかけ。	県民生活・男女共同参画課
26					●研修会等への講師派遣の広報と実施	派遣要請が極めて少ない	・香美市男女共同参画推進学習会での講演実施 ・要保護児童対策地域協議会の場でのDV防止研修等への講師派遣のPR・周知	・県民に対し、DV防止に向けた広報・啓発及びDV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼ができた。	●研修会等への講師派遣の広報と実施	派遣要請が極めて少ない	女性相談支援センター
27					●DV防止等の研修を出前講座により実施	・DV防止の研修実施につながる啓発や広報	・地域の住民を対象にDV防止をはじめとする人権教育の研修を出前講座により実施。3件、計123名参加。	・さらなる情報発信に努め、講座依頼数の拡大につなげる必要がある。	●DV防止等の研修を出前講座により実施	・DV防止の研修実施につながる啓発や広報	男女共同参画センター「ソーレ」
28					・市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会での研修や、市町村の公民館等を利用した人権教育・啓発に関する出前講座において、DVや虐待の予防につながる参加型研修を実施する。	・DVの予防につながるよう、虐待と関連した研修内容を検討する必要がある。	・市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会(東部地区5/14、中部・高知市地区5/22、西部地区5/30) ・社会教育主事等研修及び市町村人権教育・啓発担当者(8/27) ・研修において、子どもや高齢者、性的マイノリティに対する偏見や無知等からDVや虐待につながる事例を情報提供した。 ・DVや虐待が、他の人権課題と関連していることに、参加者の理解を得ることができた。	・女性や子ども、障害者、高齢者、性的マイノリティ等の人権課題の研修において、DVや虐待の情報提供を行うことにより、様々な人権課題と密接していることの認識を深め、多面的な視野から防止について考えることができる。	・様々な人権課題の研修において、DVや虐待の情報提供を行う。	・DVや虐待の予防につながるよう、研修内容や配付資料を作成する必要がある。	人権教育・児童生徒課
29					●講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知する	・DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断 ・学校からの「デートDV」の研修の要望が多いが、派遣予算の都合上断ざるを得ないことがある。	【講師派遣等事業】 ●派遣回数: 220回 うち「女性」派遣回数: 3回 受講者数: 316人 うち「ハラスメント」派遣回数: 45回 受講者数: 4,146人	・自治体、企業からの講師の派遣の要請が多くあるが、「女性」に関する要望は少ない状況にある。 ・「ハラスメント」については、事案が発生した団体の全職員を対象とした研修依頼があり、多くの回数を行った。 ・センターの講師陣には「女性の権利」全般を扱うが、「DV被害の防止」の専門的な研修については、登録講師を派遣している。	●講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知する	・DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断 ・学校からの「デートDV」の研修の要望が多いが、派遣予算の都合上断ざるを得ないことがある。	人権啓発センター

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
30	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	●職域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	商工部門や業界団体と連携して、啓発の実施や協力の依頼を行う。	特に無し	実績なし	他の事業で商工部門や業界団体との連携は継続しており、必要に応じ啓発等の協力依頼は可能。	商工部門や業界団体と連携して、啓発の実施や協力の依頼を行う。	特に無し	県民生活・男女共同参画課
31					●研修会等への講師派遣の広報と実施	派遣要請にいたらない	—	—	●研修会等への講師派遣の広報と実施	派遣要請にいたらない	女性相談支援センター
32					●DV防止等の研修を出前講座により実施	・DV防止研修の実施につながる啓発や広報	・職域を対象にDV防止をはじめとする人権教育の研修を出前講座により実施。15件、計766名参加。	・さらなる情報発信に努め、講座依頼数の拡大につなげる必要がある。	●DV防止等の研修を出前講座により実施	・DV防止研修の実施につながる啓発や広報	男女共同参画センター「ソーレ」
33					●講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知する	・DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断 ・学校からの「デートDV」の研修の要望が多いが、派遣予算の都合上断ざるを得ないことがある。	【講師派遣等事業】 ●派遣回数：220回 うち「女性」派遣回数：3回 受講者数：316人 うち「ハラスメント」派遣回数：45回 受講者数：4,146人	・自治体、企業からの講師の派遣の要請が多くあるが、「女性」に関する要望は少ない状況にある。 ・「ハラスメント」については、事案が発生した団体の全職員を対象とした研修依頼があり、多くの回数を行った。 ・センターの講師陣には「女性の権利」全般を扱うが、「DV被害の防止」の専門的な研修については、登録講師を派遣している。	●講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知する	・DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断 ・学校からの「デートDV」の研修の要望が多いが、派遣予算の都合上断ざるを得ないことがある。	人権啓発センター

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
34	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の推進	●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/12) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所) ○高知城パープルライトアップ	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年での広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課
35				●ソーレ情報誌やホームページ、メールマガジン等を活用した意識啓発	・DVについて県民の関心を高めるためさらに情報の充実を図る必要がある。	・ホームページの更新頻度に留意することで、県民に対する意識啓発につなげた。 ・情報誌にDV防止啓発講演会の要旨を掲載し、情報提供した。	・さらなるホームページの情報充実を図る。	●ソーレ情報紙やホームページ、メールマガジン等を活用した意識啓発	・DVについて県民の関心を高めるためさらに情報の充実を図る必要がある。	男女共同参画センター「ソーレ」	
36				●人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。 ●DV防止をはじめとする人権啓発研修を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用した啓発については、DVに関する自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	【上半期】 ・ポスタージャック(6/20～7/20、6/20～7/20) 土佐電気鉄道路面電車1両 乗車人数: 50, 956人 「女性の人権ホットライン」 「コーラルコール」 「ソーレの事業」	ポスタージャックは、乗客数の多い路面電車の車内広告全てに「人権」関係にすることで、大きな啓発効果があり、下半期にも「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中などにおいて継続して掲出したい。	●人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。 ●DV防止をはじめとする人権啓発研修を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用した啓発については、DVに関する自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	人権啓発センター	
37	●市町村等関係機関・団体への広報・意識啓発実施の働きかけ	・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。	・市町村の参考になる広報文案の作成と情報提供 ・市町村広報紙へのDV関連記事の掲載 (文案を参考にした記事、市町村DV相談窓口の紹介など)	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間や人権週間を中心に11月号あたりでの掲載が多い。 ・様々な広報素材がある中で、DVの啓発の通年実施をどう行ってもらおうか。	・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。 ・市町村におけるDVを含めた人権問題の優先度を上げる働きかけ。	県民生活・男女共同参画課			

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
38	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の推進	●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発	●民間支援団体と連携した広報・啓発、相談カードの作成・配布 ●啓発用ポスターの作成・掲示 ●「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	・女性保護対策協議会(民間女性支援団体)と連携した相談カードの作成(23,500枚)及び配布 ・国際ソロプチミストと連携した広報・啓発用素材(ポケットティッシュ、チラシ等)の配布(街頭キャンペーンの実施)	幅広く関係機関と連携することで、効果的に広報・啓発活動を実施することができた。	●民間支援団体と連携した広報・啓発、相談カードの作成・配布 ●啓発用ポスターの作成・掲示 ●「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課
39					●リーフレット等の配布先の新規開拓	—	—	—	●リーフレット等の配布先の新規開拓	—	女性相談支援センター
40					●啓発パネルの掲示や貸出し、啓発誌やリーフレット等の配布による意識啓発	・DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV啓発誌や啓発パネルの活用	・ソレ館内、出前講座や会議等で啓発誌を配布。 ・DV防止啓発パネルの貸出し(4件) ・DV防止啓発のための企画展示(2件)	・意識啓発のため、さまざまな機会を通じて啓発パネルの掲示や啓発誌等の配布を行っていく。	●啓発パネルの掲示や貸出し、啓発誌やリーフレット等の配布による意識啓発	・DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV啓発誌や啓発パネルの活用	男女共同参画センター「ソレ」
41					●庁舎内でポスター、DV啓発パンフレット、啓発カード等を利用した啓発をする。(安芸) ●リーフレット等を活用した啓発を継続して行う。(中央東) ●DVについてのリーフレットやカード等の配布を行う(中央西) ●機会を通じ、福祉保健所研修会でDV防止のリーフレットを配布し意識啓発を実施する(須崎) ●様々な機会を通じDVについてのリーフレット、カード等の配布し啓発を行う(幡多)	●DV防止と啓発を常に念頭においてリーフレット等の配布だけでなく、高齢、障害分野等での取組の必要(須崎)	●庁舎内でポスター掲示、庁舎の全トイレにDV啓発カード等を継続して設置した。(安芸) ●DVIに関するカードを庁舎内トイレ等に設置しリーフレット、ポスターを掲示。(中央東) ●福祉保健所の窓口にリーフレットを設置した。(中央西) ●管内母子保健指導者研修会でDV防止のカードを配布し意識啓発を実施した。(須崎) ●庁舎内に、DVIに関するカードやポスターを配置(幡多)	●庁舎内で男女の来客や職員に、相談カード等を取りやすくしている。(安芸) ●窓口にリーフレット設置しただけでは、啓発は難しい。(中央西・中央東) ●管内市町母子保健担当者及び関係者に改めてDV防止の意識を持ってもらうことができた。(須崎) ●来庁者に対し啓発(幡多)	●庁舎内でポスター、パンフレット、啓発カード等を利用した啓発をする。(安芸) ●研修会等でリーフレットやカード等の配布を継続して行う(中央西・中央東) ●機会を通じ、福祉保健所研修会でDV防止のリーフレットを配布し意識啓発を実施する。(須崎) ●庁舎内に、DVIに関するカードやポスターを配置し啓発(幡多)	●リーフレットやカードを配布するだけでなく一般に活用方法の周知が必要。(須崎) ●母子担当だけでなく、高齢者や障害分野等と連携した啓発が必要(中央西)	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】															
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関					
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等				
42	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の推進	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/12) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・高知城パープルライトアップ ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所)	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年での広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課				
43					●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施	—	—	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施	連携の取ることのできる民間団体が少ない	—	—	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施	連携の取ることのできる民間団体が少ない	女性相談支援センター	
44					●館内での企画展示や関係機関との共催によるDV防止啓発講演会の開催及び広報活動	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のより効果的な啓発活動と講演会への参加者の拡充	「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせ、DV防止啓発講演会(11/16)を開催。101名参加。 ・ソール館内において、DV防止の啓発パネルの展示のほか、来館者によるDV防止のメッセージやパープルリボン・オレンジリボンを貼付し、掲示した。	講演会ではDVがもたらす子どもへの影響をテーマに、DVの背景を理解するとともに、虐待から子どもを救うための行動の大切さについて考える機会を作ることができた。	●館内での企画展示や関係機関との共催によるDV防止啓発講演会の開催及び広報活動	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のより効果的な啓発活動と講演会への参加者の拡充	—	—	●館内での企画展示や関係機関との共催によるDV防止啓発講演会の開催及び広報活動	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のより効果的な啓発活動と講演会への参加者の拡充	男女共同参画センター「ソール」
45					●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用したDV防止の啓発については、DVについては自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	【上半期】 ・ポスタージャック(6/20～7/20、6/20～7/20) 土佐電気鉄道路面電車1両 乗車人数: 50,956人 「女性の人権ホットライン」 「コーラルコール」 「ソールの事業」	ポスタージャックは、乗客数の多い路面電車の車内広告全て「人権」関係にすることで、大きな啓発効果があり、下半期にも「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中などにおいて継続して掲出したい。	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用した啓発については、DVに関する自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	—	—	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用した啓発については、DVに関する自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	人権啓発センター

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
46	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の推進	●若者や高齢者、障害者、外国人等を対象とした各種相談窓口でのDVIに関する広報・啓発の実施	広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。	・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化			健康対策課	
47					引き続き各地域包括支援センターなども含めた相談機関を周知する。	より多くの県民への周知	・高齢者総合相談での相談受付件数: 1,138件(3月末時点) ・認知症コールセンターへの相談件数: 331件(3月末時点) ・新聞・ラジオに加え、さんSUN高知の情報広場への広報掲載。また、県内の量販店でのリーフレット配布 ・認知症サポーター養成講座等でパンフレットやチラシを配布	・地域包括支援センターや専門機関の相談機能もあり、新規の相談件数は減少しているが、高齢者虐待など権利擁護に関する相談が継続的に寄せられている。 ・認知症コールセンターの相談件数は昨年度に比べ116件ほど減少している。	引き続き各地域包括支援センターなども含めた相談機能を周知する。	より多くの県民への周知	高齢者福祉課
48					●研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施【行政】12/20(金) 22名 【施設】※管理者・施設長及びリーダー研修は高齢者施設従事者と合同で開催 ・管理者・施設長 ①9/24(火) 85名 ②10/21(月) 118名 ・リーダー 12/2(月)、1/8(水) 131名 ・中堅 8/27(火) 102名	●市町村障害者虐待防止センター等での広報・啓発の実施につながっている。	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行い、各種窓口における広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課
49					高知県外国人生活相談センターの周知・相談対応及び配偶者暴力支援センターの紹介	特になし	外国人の生活相談321件の中にDVIに 関係する相談は1件であった(軽微な内容)。	DVIに関する相談者に対してDV及び女性相談センターのチラシを配布することで、広報・啓発を継続していく必要がある。	高知県外国人生活相談センターの周知・相談対応及び配偶者暴力支援センターの紹介	特になし	国際交流課

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関		
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等	
50	1 DVを許さない社会づくり	(3) 若年層に対する予防教育の推進	①若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施	<p>「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施</p> <p>○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。 	<p>「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/12) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・高知城パープルライトアップ ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年での広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。 	<p>「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施</p> <p>○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。 	県民生活・男女共同参画課		
51						<ul style="list-style-type: none"> ●ソーレ情報誌やホームページ、メールマガジン等を活用した広報・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・デートDVについて県民の関心を高めるためさらに情報の充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの更新頻度に留意することで、県民に対する意識啓発につなげた。 ・情報紙にDV防止啓発講演会の要旨を掲載し情報提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなるホームページの情報の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ソーレ情報紙やホームページ、メールマガジン等を活用した広報・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・デートDVについて県民の関心を高めるためさらに情報の充実を図る必要がある。 	男女共同参画センター「ソーレ」
52						<ul style="list-style-type: none"> ●人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。 ●DV防止をはじめとする人権啓発研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 「電車を利用した啓発については、DVに関する自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。 	<p>【上半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスタージャック(6/20～7/20、6/20～7/20) 土佐電気鉄道路面電車1両 乗車人数: 50, 956人 「女性の人権ホットライン」 「コーラルコール」 「ソーレの事業」 	<p>ポスタージャックは、乗客数の多い路面電車の車内広告全て「人権」関係にすることで、大きな啓発効果があり、下半期にも「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中などにおいて継続して掲出したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。 ●DV防止をはじめとする人権啓発研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 「電車を利用した啓発については、DVに関する自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。 	人権啓発センター

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
53	1 DVを許さない社会づくり	(3) 若年層に対する予防教育の推進	①若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施	●啓発パネルの掲示や貸出し、啓発誌やリーフレット等の配布による広報・啓発	・デートDVパンフレットの配布先拡充と啓発パネルの活用	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・意識啓発のため、さまざまな機会や場所において啓発パネルの掲示や啓発誌等の配布を行っていく。	●啓発パネルの掲示や貸出し、啓発誌やリーフレット等の配布による広報・啓発	・デートDVパンフレットの配布先拡充と啓発パネルの活用	男女共同参画センター「ソーレ」	
54				●リーフレット等の作成及び配布による広報・啓発の実施	○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ・民間支援団体と連携した広報・啓発素材、相談カードの作成・配布	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	・女性保護対策協議会(民間女性支援団体)と連携した相談カードの作成(23,500枚)及び配布 ・国際ソロプチミストと連携した広報・啓発用素材(ポケットティッシュ、チラシ等)の配布(街頭キャンペーンの実施)	民間支援団体の協力を得ることで、効果的に広報・啓発活動を実施することができた。	○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ・民間支援団体と連携した広報・啓発素材、相談カードの作成・配布	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難	県民生活・男女共同参画課
55				●中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施	●デートDV防止等の研修を出前講座等により実施	・中学・高校・大学等の教育機関における予防教育の必要性に関する認識不足を解消するための啓発や広報	・県内の中学・高校・大学で学生を対象としたデートDVに関する研修を出前講座により実施。3件380名参加	・講座依頼の拡大や継続に向けての周知・広報を図る。	●デートDV防止等の研修を出前講座等により実施	・中学・高校・大学等の教育機関における予防教育の必要性に関する認識不足を解消するための啓発や広報	男女共同参画センター「ソーレ」
56				●PTAや専門学校生を対象とした研修において、DVを含む複数テーマの研修を実施する。	・研修ニーズに対応するとともに、DVを含む研修内容の充実を図る。	・「ネット問題」についての研修が5校、「子どもの人権」についての研修が1校(3月末現在) ・「子どもの人権」については、虐待を含むことができた。	・「ネット問題」の研修においても、虐待につながる事例を加えることもできるのではないかと考える。 ・今後の他の人権課題の研修においても、虐待につながる事例を加えることで、多角的に情報提供ができると考える。	・様々な人権課題の研修において、DVや虐待の情報提供を行う。	・DVや虐待の予防につながるように、研修内容や配付資料を作成する必要がある。	人権教育・児童生徒課(主) 小中学校課 高等学校課	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関		
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等	
57	1 DVを許さない社会づくり	(3) 若年層に対する予防教育の推進	① 若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施	●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	・校内の人権教育研修において、DVを含む複数テーマの研修を実施する。	・研修ニーズに対応するとともに、DVを含む研修内容の充実を図る。	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化		・虐待に関する校内研修講師を人権教育主任や生徒指導主事等が連携して行う。	・配付資料については、教職員が理解しやすい内容や、今年度と異なる演習の題材を作成し、継続して取組を行う必要がある。	人権教育・児童生徒課	
58					11の人権課題を取り上げる研修等とおして、DVを含めた女性の人権に関する研修を計画する。	研修のねらいから、DVに特化した研修にすることは難しい。また、学校現場で研修内容が生かされるよう講師との綿密な打合せが欠かせない。	○人権教育セミナーⅢ期(8/5)において「身近な問題としてデートDVを考える」と題し、講師の専門的な知見を踏まえた講義・演習を実施。 ・受講者33名 ・教職員がDVの現実を知ることで、学齢期の発達段階に応じた女性の人権擁護に係る学習指導等の必要性について認識を深めることができた。 ・人と人が良い関係性を築くために必要な要素について再確認することができ、DVの未然防止に向けた人権学習等に生かされることが期待できる。	人権教育セミナーⅢ期「身近な問題としてデートDVを考える」の受講者アンケート(4件法)の総合評価では、「3.7」と高い評価であった。また、アンケート項目の中でも「新しい情報を得ることができたか」は「3.9」とさらに高い評価であるとともに、「自己の課題意識に応えるものになっていましたか」も「3.7」と高い評価であり、研修のねらいはおおむね達成できたと考える。	11の人権課題を取り上げる研修(各課題について5年間で2回以上実施予定)等とおして、DVを含めた女性の人権に関する研修を計画する。(R2年度の実施未定は「男女共同参画と多様性の視点から考える誰一人取り残さない」社会」との演習で実施予定)		教育センター	
59					●デートDV防止等の研修を出前講座により実施	・中学・高校・大学等の教育機関における予防教育の必要性に関する認識不足を解消するための啓発や広報	・教育機関の教職員等を対象に、DV防止をはじめとする人権教育の研修を出前講座により実施。2件、40名参加。	さらなる情報発信に努めることで、講座依頼数の増につなげる必要がある。	●デートDV防止等の研修を出前講座により実施	・中学・高校・大学等の教育機関における予防教育の必要性に関する認識不足を解消するための啓発や広報		男女共同参画センター「ソーレ」
60					●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報・啓発の実施	広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。	・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。	・思春期相談センターPRINK広報用名刺大カードを県内の全高校、私立及び県立、高知市立中学校に配布(6月):約3.3万枚 ・デートDVについて記載した思春期ハンドブック配布(県内全高校1年生46校および活用希望校、市町村等10か所):約1万部 〈成果〉 ・思春期相談 電話相談 907件 面接相談 32件	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードを毎年継続して配布することで周知が図られてきている。 ・思春期ハンドブックに関するアンケートでは「デートDVを知らなかった」と回答する人が多いことから、ハンドブックを活用した啓発活動ができていると考える。	広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。	・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
61	1 DVを許さない社会づくり	(4) 加害者への対応	① 加害者への厳正な対応	●現場警察官の加害者への対応能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修の実施。 専科教養におけるDV授業の実施。 DV担当者による専科教養への入校。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察官によるDV加害者への対応能力向上のための効果的な教養の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 県下12署への巡回指導(4月中)において、DV担当者への教養を行った。 署当直責任者研修会(4/5)において、当直責任者に対し、DV教養を行った。 人身安全関連事案対処担当者研修会(7/24)において、DV担当者への教養を行った。 人身安全関連事案対策専科(5/13～5/17)において、DV担当者への教養を行った。 各種教養により、DV加害者への対応能力の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種教養により、DV加害者への対応能力の向上が図れた。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修の実施。 専科教養におけるDV授業の実施。 DV担当者による専科教養への入校。 突発事案等により教養ができない場合は、巡回指導や資料配付等により、補完措置を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察官によるDV加害者への対応能力向上のための効果的な教養の実施。 	警察本部 (少年女性安全対策課)
62			●保護命令が出された加害者に対する警告の実施	<ul style="list-style-type: none"> 保護命令が発令された直後に加害者へ接触し、保護命令が発令された事実の確認及び指導警告を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 加害者と接触出来なかった場合における、同人に対する発令事実の確認及び指導警告。 対応する警察官の選定。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護命令が出された加害者全員に対し、発令事実の確認及び指導警告を実施した。 署と本部が連携の上、対応する警察官を選定し、適切に対応した。 加害者に対する発令事実の確認及び指導警告により、犯行の抑止を図るとともに、保護命令違反があった際における加害者の犯意の立証を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 加害者に対する発令事実の確認及び指導警告により、犯行の抑止が図れるとともに、保護命令違反があった際における加害者の犯意の立証が図れた。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護命令が発令された直後に加害者へ接触し、保護命令が発令された事実の確認及び指導警告を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 加害者と接触出来なかった場合における、同人に対する発令事実の確認及び指導警告。 対応する警察官の選定。 	警察本部 (少年女性安全対策課)	
63			② 加害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施	●「男性のための悩み相談」の実施	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、相談カードの配布・設置を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 広く継続的に相談窓口の周知を図ることが必要。 	●「男性のための悩み相談」の実施	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓 	男女共同参画センター「ソレー」	
64			●加害者を対象とした各種相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 専門性を生かした相談支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との継続的な連携 	●精神保健福祉センターでの面接相談19件(実数)のうち、加害者からの相談4件	●個別面接による心理的サポートを行い、継続的な支援を実施した。	●専門性を生かした相談支援の実施	●関係機関との継続的な連携	精神保健福祉センター	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
65	1 DVを許さない社会づくり	(4) 被害者への対応	② 被害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施	●被害者を対象とした各種相談の実施	●被害者に精神疾患が疑われる場合は「心の健康相談」を紹介する。また課題を抱えた家族支援では、DVの発見と相談への繋ぎを意識する。(安芸) ●相談があった場合は、傾聴のうえ女性相談支援センター等専門機関を紹介する。(中央東) ●必要に応じ囁託医相談や専門職の相談に繋げる。また「心の健康相談」の利用について市町村への周知を行う(中央西) ●必要に応じ囁託医相談や専門職の相談につなげる。(須崎) ●精神保健福祉業務として「囁託医相談」、「心の健康相談」を開催、相談事例があった場合は、関係機関と連携し、随時適切な対応を行う。(幡多)	●被害者のDVの自覚が低く、相談に繋がりにくい。(安芸) ●緊急性等の判断等(中央東) ●加害者からの相談事例がない。加害者対象の相談を実施していることを広報する必要と加害者相談に精通した相談員の派遣依頼も必要(須崎)	●心の健康相談は実績なし。(安芸) ●現時点では相談対応事例なし。(中央東) ●専門職につなげる事例がなかった。(中央西) ●DVの加害者からの相談は無い。(須崎) ●相談事例なし(幡多)	●加害者から相談がなく、周囲が対象者を把握して紹介することも難しい。加害者支援の方法が殆どない。(安芸・中央東) ●加害者からの相談機関として周知がされていない。(須崎)	●被害者に精神疾患が疑われる場合は「心の健康相談」を紹介する。また課題を抱えた家族支援では、DVの発見と相談への繋ぎを意識する。(安芸) ●精神的なアプローチが必要な場合には「心の健康相談」や専門職につなげる。(中央東) ●必要に応じ囁託医相談や専門職の相談に繋げる。また「心の健康相談」の利用について市町村への周知を行う(中央西) ●相談事例には必要に応じて専門職につなげる。(須崎)	●被害者のDVの自覚が低く、相談に繋がりにくい。(安芸) ●啓発活動の評価及び検討が必要(中央西) ●加害者相談機関であることの周知と相談があった場合の連携方法を検討する必要がある。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
66				●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知	・ソレレ広報誌でのDV防止の意識啓発及び男性相談窓口を周知する相談カード(女相作成、ソレレ作成)の配布等 ・加害者に対する意識啓発のため、相談員のスキルアップ研修の実施	一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動を通して、男性相談窓口の周知を図る。 ・ラジオ対談でソレレの男性相談窓口の周知を図る予定。(11/12) ・男性相談窓口を記載した啓発ポスターを掲示(県内の交通機関)	男性相談窓口についての周知活動を実施。引き続き周知が必要。	・ソレレ広報誌でのDV防止の意識啓発及び男性相談窓口を周知する相談カード(女相作成、ソレレ作成)の配布等 ・加害者に対する意識啓発のため、相談員のスキルアップ研修の実施	一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	県民生活・男女共同参画課
67				●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知	●啓発パネルの掲示、啓発誌やリーフレット等の配布による意識啓発と相談カードの配布等による相談窓口の周知	・一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	・引き続き、相談カードの配布・設置を行った。	・広く継続的に相談窓口の周知を図ることが必要。	●啓発パネルの掲示、啓発誌やリーフレット等の配布による意識啓発と相談カードの配布等による相談窓口の周知	一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	男女共同参画センター「ソレレ」
68					関係機関を通じての相談窓口の周知及び関係機関への情報提供	関係機関への周知、情報提供	●加害者からの相談のうち2件は新規相談(関係機関からの紹介)	●関係機関への周知から紹介につながった。	●関係機関を通じての相談窓口の周知及び関係機関への情報提供	●関係機関への周知、情報提供	精神保健福祉センター
69					●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討	国や他県の情報収集	加害者更生プログラムが発展途上にあるため、プログラムに関する情報が不足	関係団体含め国や他県の情報収集に努めた。	加害者更生プログラム自体が新しい取組であり、効果が国等により検証されている段階のため、情報が不足している。引き続き情報収集の必要がある。	国や他県の情報収集	加害者更生プログラムが発展途上にあるため、プログラムに関する情報が不足している
70			●国や他県等の情報収集	・情報の充実と人員不足の解消	—	—	●国や他県等の情報収集	・情報の充実と人員不足の解消	男女共同参画センター「ソレレ」		

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
71	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	①配偶者暴力相談支援センターの周知	●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/12) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・高知城パープルライトアップ ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所)	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年での広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課
72					●ソーレ情報誌やホームページ、メールマガジン等を活用した周知	・DVについて県民に十分知られていない	・ホームページにおいて、DV防止の啓発とともに相談窓口として紹介。	—	●ソーレ情報誌やホームページ、メールマガジン等を活用した周知	・DVについて県民に十分知られていない	男女共同参画センター「ソーレ」
73					●人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。 ●DV防止をはじめとする人権啓発研修を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用した啓発については、DVに関する自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	【上半期】 ・ポスタージャック(6/20～7/20、6/20～7/20) 土佐電気鉄道路面電車1両 乗車人数: 50, 956人 「女性の人権ホットライン」 「コーラルコール」 「ソーレの事業」	ポスタージャックは、乗客数の多い路面電車の車内広告全て「人権」関係にすることで、大きな啓発効果があり、下半期にも「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中などにおいて継続して掲出したい。	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用した啓発については、DVに関する自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	人権啓発センター

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関		
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等	
74	2 DV被害者の早期発見、安心して相談につながる体制づくり	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●リーフレット等を活用した周知	○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ・民間支援団体と連携した広報・啓発素材、相談カードの作成・配布	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	・女性保護対策協議会(民間女性支援団体)と連携した相談カードの作成(23,500枚)及び配布 ・国際ソロプチミストと連携した広報・啓発用素材(ポケットティッシュ、チラシ等)の配布(街頭キャンペーンの実施)	民間支援団体の協力を得ることと、効果的に広報・啓発活動を実施することができた。	○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ・民間支援団体と連携した広報・啓発素材、相談カードの作成・配布	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難	県民生活・男女共同参画課		
75				●リーフレット等を作成し、会議や研修会での配布による広報啓発 ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間における民間支援団体と連携した集中的な広報啓発 ●ホームページでの相談先の周知	—	—	—	●リーフレット等を作成し、会議や研修会での配布による広報啓発 ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間における民間支援団体と連携した集中的な広報啓発 ●ホームページでの相談先の周知	—	—	女性相談支援センター	
76				●啓発誌やリーフレット等の配布による周知	・DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV啓発誌や啓発パネルの活用	・啓発誌やリーフレットに記載して配布し、周知を図った。	—	●啓発誌やリーフレット等の配布による周知	・DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV啓発誌や啓発パネルの活用	—	—	男女共同参画センター「ソーレ」
77				●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な周知の実施	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/12日) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・高知城パープルライトアップ ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所)	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年での広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	—	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	
78	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	①配偶者暴力相談支援センターの周知	●民間支援団体と連携した、チラシ等の事業所等のトイレへの設置及び街頭配布	—	・相談カード設置依頼事業所 155カ所 ・街頭配布 11カ所	・民間支援団体との協力関係を深めながら、周知を進めることができた。	●民間支援団体と連携した、チラシ等の事業所等のトイレへの設置及び街頭配布	—	女性相談支援センター
79				●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な周知の実施	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のより効果的な啓発活動と講演会への参加者の拡充	・「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせ、DV防止啓発講演会(11/16)を開催。101名参加。 ・ソレ館内において、DV防止の啓発パネルの展示のほか、来館者によるDV防止のメッセージやパープルリボン・オレンジリボンを貼付し、掲示した。	・講演会ではDVがもたらす子どもへの影響をテーマに、DVの背景を理解するとともに、虐待から子どもを救うための行動の大切さについて考える機会を作ることができた。	●館内での企画展示や関係機関との共催によるDV防止啓発講演会の開催及び広報活動	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のより効果的な啓発活動と講演会への参加者の拡充	男女共同参画センター「ソレ」
80				●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用したDV防止の啓発については、DVについては自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	【上半期】 ・ポスタージャック(6/20～7/20、6/20～7/20) 土佐電気鉄道路面電車1両 乗車人数: 50, 956人 「女性の人権ホットライン」 「コーラルコール」 「ソレの事業」	ポスタージャックは、乗客数が多い路面電車の車内広告全て「人権」関係にすることで、大きな啓発効果があり、下半期にも「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中などにおいて継続して掲出したい。	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用した啓発については、DVに関する自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	人権啓発センター
81				●市町村等関係機関・団体・企業等の広報媒体を活用した周知実施の働きかけ	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。	・市町村の参考になる広報文案の作成と情報提供 ・市町村広報紙へのDV関連記事の掲載(文案を参考にした記事、市町村DV相談窓口の紹介など)	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間や人権週間を中心に11月号あたりでの掲載が多い。 ・様々な広報素材がある中で、DVの啓発の通年実施をどう行ってもらおうか。	●市町村・関係機関の広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ●市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。 ・市町村におけるDVを含めた人権問題の優先度を上げる働きかけ。	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
82	DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	①配偶者暴力相談支援センターの周知	●各種相談機関の相談窓口での周知	●様々な広報資料を活用した周知	・当課への直接の来所相談の事例が少ないため、周知方法が間接的になりがち	・啓発チラシや相談カードによる窓口の周知を行った。	・当課への直接の来所相談はなかったが、相談窓口の周知は、啓発資料によって周知を行った。 ・当課に相談があった場合の対応は、統一できている。	●様々な広報資料を活用した周知	・相談窓口での新たな周知方法の検討	県民生活・男女共同参画課	
83				広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。	・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。	・思春期相談センターPRINK広報用名刺大カードを県内の全高校、私立及び県立、高知市立中学校に配布(6月):約3.3万枚 ・デートDVについて記載した思春期ハンドブック配布(県内全高校1年生46校および活用希望校、市町村等10か所):約1万部 〈成果〉 ・思春期相談 電話相談 907件 面接相談 32件	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードを毎年継続して配布することで周知が図られてきている。 ・思春期ハンドブックに関するアンケートでは「デートDVを知らなかった」と回答する人が多いことから、ハンドブックを活用した啓発活動ができていると考える。	広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。	・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。	健康対策課	
84				高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。	—	—	—	高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。	—	—	高齢者福祉課
85				●研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施【行政】12/20(金) 22名【施設】※管理者・施設長及びリーダー研修は高齢者施設従事者と合同で開催 ・管理者・施設長 ①9/24(火) 85名 ②10/21(月) 118名 ・リーダー 12/2(月)、1/8(水) 131名 ・中堅 8/27(火) 102名	●研修は実施したが、配偶者暴力相談支援センターの周知はできていない。今後の研修等の機会を通じて周知を図る。	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行い、各種窓口における広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関		
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等	
86	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置	・国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討 ・国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置	一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。	実績なし。	実績なし。	・国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討 ・国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置	一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。	県民生活・男女共同参画課	
87				●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置	現在DV被害者支援用の外国語版パンフレットはないが、関係機関が作成する場合はCIRが翻訳で協力可能	パンフレットがない	DV及び女性相談支援センターについてのチラシをイベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等で配布した。 →10/6国際ふれあい広場(多文化体験イベント)で配布 →外国語パンフレットについては、翻訳依頼なしのため実施していない	国際交流イベント参加者や県内国際交流・協力団体に対し、DV防止に向けた周知が図られた。	現在DV被害者支援用の外国語版パンフレットはないが、関係機関が作成する場合はCIRが翻訳で協力可能	パンフレットがない	国際交流課	
88				② DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保	●警察と配偶者暴力相談支援センターとの十分な連携のための意見交換や情報共有の実施	—	・連絡会の実施 1回 ・警察職員への研修 2回	・緊急時の連絡確認、受け入れ、個別ケースの情報共有がスムーズにできるようになった	●警察と配偶者暴力相談支援センターとの十分な連携のための意見交換や情報共有の実施	—	女性相談支援センター
89				●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保	・女性相談支援センターが開催する意見交換会への出席。 ・DV関連専科教養へ女性相談支援センター職員を講師として招致。 ・連絡を密にした情報交換及び協力依頼体制の構築。	・夜間休日時における協力体制の強化。 ・人員の確保。	・令和元年度DV被害者支援連絡会議(5/28)に出席した。 ・人身安全関連事案対策専科(5/14)において、女性相談支援センター所長を講師として招致した。 ・令和元年度DV被害者支援連絡会議における女性相談支援センターとの意見交換や、専科教養による講師としての招致により、連携の強化や24時間対応できる体制の確保を図った。	・DV被害者支援連絡会議における女性相談支援センターとの意見交換や、専科教養による講師としての招致により、連携の強化や24時間対応できる体制の確保が図れた。	・女性相談支援センターが開催する意見交換会への出席。 ・DV関連専科教養へ女性相談支援センター職員を講師として招致。 ・連絡を密にした情報交換及び協力依頼体制の構築。	・夜間休日時における協力体制の強化。 ・人員の確保。	警察本部(少年女性安全対策課)	
90				●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	ハローワークやひとり親家庭等就業・自立支援センター等関係機関と連携を図りながら就労支援を実施。	来室したDV被害者に対する相談対応や、必要に応じて関係機関と連携できる体制を整えている。	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	県民生活・男女共同参画課	
91	—	●関係相談機関等の会議、研修会等を通じたDV防止の啓発等の実施	—	・こうちセーフティネット連絡会、自殺対策関係機関連絡調整会議への参加	・DV防止に向けた広報・啓発及びDV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼ができた。	●関係相談機関等の会議、研修会等を通じたDV防止の啓発等の実施	—	女性相談支援センター				

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
92	2 DV被害者の早期発見、安心して相談につながる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につながる体制整備	②DV被害者の早期発見、通報及び相談につながる体制整備	●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施	<p>■各市町村において総合的なソーシャルワーク、関係機関での密な情報連携を行う体制を整えるため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた各市町村との協議を行う。</p> <p>■各市町村における見守り支援体制の充実に向け、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の活用を働き掛ける。</p> <p>■市町村による民生委員・児童委員の活用促進に向けた取り組み(理解促進のための研修等)を働き掛ける。</p>	<p>・市区町村子ども家庭総合支援拠点の役割について十分な理解が進んでいないことに加え、小規模な自治体を中心に専門職員の人材確保が困難であることから、支援拠点の設置が進んでいない。</p> <p>・出生数の少なさや、養育支援を実施できる人材・委託先の不足により、事業の活用が進んでいない。</p> <p>・民生委員・児童委員の役割(平日夜間や休日の見守り、生活状況の確認等)に期待しているものの、情報漏えい等の不安から活用が進んでいない。</p>	<p>・各市町村を訪問し、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた現状や課題について協議を行うとともに、設置に向けた方策について助言を行った。また、母子保健担当部署を交えた連携等についての聞き取りを実施した(R1.5～11月、計34市町村)。</p> <p>・要保護児童対策地域協議会調整機関において民生委員・児童委員との連携を行う児童虐待防止対策コーディネーターを11市町に配置した(県単独の交付金を活用)。</p>	<p>・市町村の訪問・協議により令和2年度から新たに3市で設置されることとなったが、人口規模の小さな自治体では専門職員の確保が困難であることから設置の動きが進んでいない。</p> <p>・民生委員・児童委員の活用について、研修会等の機会を通じて引き続き市町村に働き掛けていく必要がある。</p>	<p>・子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組む市町村に対して県単独の交付金を交付するほか、国補助金の活用も働き掛け、設置に向けた支援を行う。</p> <p>・民生委員・児童委員の活用について、研修会等の機会を通じて引き続き市町村に働き掛けていく。</p>	<p>・人口規模の小さな自治体単独で子ども家庭総合支援拠点を運営するためには人材や財源の確保が困難</p> <p>・交付金の活用自治体拡大に向けた周知及び財源確保</p>	児童家庭課
93					<p>■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携</p>	<p>・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る</p>	<p>・全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長会(4月19日臨時開催(61名参加))で以下を説明し、徹底を図っている。</p> <p>①民生委員・児童委員を支援スタッフとして積極的に協力を求める</p> <p>②協力を求める場合は、具体的にその内容を民生委員・児童委員に直接つたえらること。</p> <p>③個人情報を含め、業務上知り得た情報は第三者に漏らさないこと等。</p>	<p>・個別ケース検討会議等への民生委員・児童委員の積極的な参加が行われつつある。</p>	<p>■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携</p>	<p>・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る</p>	児童家庭課(児童相談所)
94					<p>・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知</p>	<p>・R元.12.1付けで民生委員・児童委員の一斉改選があるため、新任研修において、DV対策への対応について周知が必要</p>	<p>・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修(1年目、2年目、3年目)を実施した。</p> <p>1年目(2/4～14 7回) 498名 →DV被害者への対応など、具体的なポイントをまとめた「活動ハンドブック」を活用</p> <p>2年目(11/13) 40名 →傾聴技法を学ぶ</p> <p>3年目(8/2) 47名 →児童虐待など様々な地域課題について学ぶ</p>	<p>・民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっていることから、それぞれの状況に応じた対応について、わかりやすく示していく必要がある。</p>	<p>・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知</p>	<p>・人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。</p>	地域福祉政策課
95				<p>圏域別の意見交換会を継続的に実施し、情報共有を行う。</p>	<p>市町村と弁護士等の専門職団体など、高齢者に関わる関係機関との継続的な連携が必要</p>	<p>圏域別権利擁護意見交換会の実施5回</p> <p>安芸圏域 26名 中央東圏域 35名 中央西圏域 17名 高幡圏域 17名 幡多圏域 21名</p> <p>計116名</p>		<p>圏域別の意見交換会を継続的に実施し、情報共有を行う。</p>	<p>市町村と弁護士等の専門職団体など、高齢者に関わる関係機関との継続的な連携が必要</p>	高齢者福祉課	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
96	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	②DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施	●研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施【行政】12/20(金) 22名 【施設】※管理者・施設長及びリーダー研修は高齢者施設従事者と合同で開催 ・管理者・施設長 ①9/24(火) 85名 ②10/21(月) 118名 ・リーダー 12/2(月)、1/8(水) 131名 ・中堅 8/27(火) 102名	●障害者の権利擁護に併せてDV防止に関する理解が深まっている。	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行い、各種窓口における広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課
97				●関係相談機関等の会議、研修会等を通じたDV防止の啓発等の実施	連携は個別事例が発生した場合のみに限られることが多い	●要保護児童対策地域協議会等への参加、児童虐待とDVを併せ持つケースでの連携依頼 18回 ・個別ケース検討会議への参加 4回	●それぞれの役割を確認することで、DV被害者のつなぎができた。	●関係相談機関等の会議、研修会等を通じたDV防止の啓発等の実施	連携は個別事例が発生した場合のみに限られることが多い	女性相談支援センター	
98				●個別事例や研修会等を通じて市町村や介護、福祉、教育等の関係機関との連携強化、及びDVの理解を図る(安芸) ●関係機関と連携し、DV相談に速やかに対応する。(中央東) ●関係機関がそれぞれの相談窓口の役割を理解しDVの相談事例に対して連携し対応を行う(中央西) ●通常業務を通じ市町村等関係機関との連携を図る(須崎) ●通常業務を通じて市町村等関係機関との連携の促進(幡多)	●精神保健の通常業務でDVケースにも対応しており、職員に役割が集中する傾向にある(安芸) ●関係機関との顔合わせの機会がない。(中央東) ●対応事例がでた場合は、各機関の役割を理解し適切な機関への情報提供等が必要であるが、被害者本人の同意が必要であり、関係機関等への相談につなげることが困難な場合がある。(須崎)	●ここから東部ネットワーク会議の研修で、事例対応や連携をしている。(安芸) ●要保護児童対策地域協議会の実務者会、個別ケース検討会、妊婦カンファレンス等で市町村や産科医療機関、児童相談所等と協議し連携強化を図った。(中央東) ●女性相談支援センターから母子生活支援施設の入所の件で相談・紹介された事例が1名あり。本人や女性相談支援センター担当との面接や関係機関とのケース会に参加する等連携しながら対応した。(中央西) ●DV事例(1事例)に対して、町と連携した事例検討会の実施と女性相談支援センターや関係機関と役割分担した対応を実施している。(須崎) ●通常業務を通じて市町村と情報共有を実施(幡多)	●精神保健で幅広い地域の関係者と関係を築き、市町村や関係機関とタイムリーに情報共有する関係にあり、専門相談に繋げている。(安芸) ●情報共有はできたが、役割分担等で意思疎通がとれず、連携が不十分。(中央西) ●関係機関で役割分担して、事例の状況に応じた対応ができていた。(須崎・中央東) ●ケース会等で関係機関の役割が明確となった(幡多)	●ここから東部ネットワーク会議で、関係機関と事例対応や研修により連携強化、及びDVの理解を図る。(安芸) ●市町村等関係機関と連携し、DV相談に速やかに対応する。(中央東) ●関係機関がそれぞれの相談窓口の役割を理解しDVの相談事例に対して連携し対応を行う(中央西) ●通常業務を通じ市町村等関係機関と連携を図る。(須崎) ●通常業務を通じて市町村等関係機関との連携の促進(幡多)	●精神保健業務の担当職員2名に、関係機関や県民からの相談が集中する中、DVも精神保健の対応を要する事例の割合が高い。(安芸) ●役割について理解した上で役割分担が必要。(中央西) ●事例に応じて、適切な対応がタイムリーにできるように関係機関との役割等整備をしておく必要がある。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課又は関係機関		
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等	
99	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	②DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会の医療機関・学校等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長会及び市町村への訪問支援時により、医療機関、学校等の連携強化を高めることを求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長会(4月19日臨時開催(61名参加))において、特に医療機関、学校等との連携強化を高める必要があることを説明し、各市町村に協力を求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●個別ケース検討会議等への連携強化への具体的な動きが生まれつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会の医療機関・学校等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長会及び市町村への訪問支援時により、医療機関、学校等の連携強化を高めることを求める。 	児童家庭課(児童相談所)	
100				●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化	相談窓口としての医療相談室機能の情報提供を院内外へ行う。	早期に医療相談室が介入できるようカンファレンスでの情報収集等を行っているが、相談室の人員が少なくカンファレンスへ参加できない部署もある。その点については別部署の退院支援看護師とも連携し補っている。	<ul style="list-style-type: none"> ●DVと確定できなくても、家族が悩んでいる場合は、早期に医療相談室に介入を依頼するよう、院内各部署に働きかけ。 ●病棟カンファレンスでの情報収集、他部署と連携しながら支援を実施。 ●院外関係機関との情報共有。 	<ul style="list-style-type: none"> ●DVの背景に、認知症や様々な疾患が影響している場合もあり、適切な対応にむけた検討が必要 ●院外関係機関に対する周知の継続が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●院内外の関係機関に対する、相談窓口としての医療相談室機能の情報提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ●病棟カンファレンスに参加出来るよう体制を見直したが、新型コロナウイルス感染症の影響より少人数カンファレンスとなり、当面は参加を見合わせ様子見となっている。 	県立病院課	
101				●子どもの人権110番などの子どもの相談機関・窓口等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの人権110番等への連携協力の依頼 ●家庭にDVの存在は疑われる場合は、子どもの相談機関・窓口が配偶者暴力相談支援センターに情報をつなぐよう依頼 	連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●ブロック会において、参加市町村の児童担当職員に、連携強化について今一度、認識を持っていただいた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ブロック会等の機会に於いて、お互いの役割について認識し、連携体制を強化していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの人権110番等への連携協力の依頼 ●家庭にDVの存在は疑われる場合は、子どもの相談機関・窓口が配偶者暴力相談支援センターに情報をつなぐよう依頼 	連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの人権110番等への連携協力の依頼 	県民生活・男女共同参画課
102				●配偶者暴力相談支援センターの業務内容の周知	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会等への参加、児童虐待とDVを併せ持つケースでの連携依頼 18回 ●個別ケース検討会議への参加 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ●それぞれの役割を確認することで、DV被害者のつながりができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談支援センターの業務内容の周知 	—	—	女性相談支援センター
103	●苦情処理の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ●職員研修等の実施による二次被害の防止 ●苦情があった場合には情報共有等を実施 	苦情に対する迅速で適切な処理	<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談支援センター及び男女共同参画センターの電話相談の対応に関する苦情が寄せられた際には、状況を確認するとともに、情報共有、情報提供を行った。 ●一時保護所及び自立支援施設の入所者にアンケートを実施しているが、苦情は無かった。なお、アンケートの内容については、女相に情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情があれば、誠意を持って対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員研修等の実施による二次被害の防止 ●苦情があった場合には情報共有等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情に対する迅速で適切な処理 	—	県民生活・男女共同参画課			

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
104	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(4) 加害者への対応	① 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上	●苦情に対する対応 ●二次被害を生まないために関係者のDV理解の向上を図る	—	クレーム対応向上研修に職員1名が出席し他の職員にも伝達した。	—	●苦情に対する対応 ●二次被害を生まないために関係者のDV理解の向上を図る	—	女性相談支援センター	
105				●苦情処理の体制整備	●女性相談支援センターとの連携による苦情対処体制を確立	●女性相談支援センターとの連携強化	●令和元年度DV被害者支援連絡会議(5/28)に出席した。 ●女性相談支援センターとの意見交換を行い、連携を強化するとともに苦情対処体制の確立を図った。	●女性相談支援センターとの意見交換を行い、連携を強化するとともに苦情対処体制の確立が図れた。	●女性相談支援センターとの連携による苦情対処体制を確立	●女性相談支援センターとの連携強化	警察本部(少年女性安全対策課)
106				●女性相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加	●県内外での配偶者暴力被害者支援に関する専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る ●関係機関の講師を招いての所内研修の実施	●専門研修が少ない	●県内外で開催される相談員専門研修、DV支援に必要な各種研修の受講 ●専門研修への参加 延べ6人 ●講師を招いての所内研修 8回実施	●専門的な研修は県内では、実施が少なく、県外で実施されるものが多い。多額の負担金を必要とするものもあり、頻繁に研修を受けることが難しい。	●県内外での配偶者暴力被害者支援に関する専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る ●関係機関の講師を招いての所内研修の実施	●専門研修が少ない	女性相談支援センター
107				●女性相談員に対するスーパーバイズの実施	●スーパーバイズ、所内研修の充実	●常時のアドバイスを受ける事ができない	●精神科医師によるスーパーバイズ 3回 ●講師を招いての所内研修 4回	●対応困難な相談者への適切な対応	●スーパーバイズ、所内研修の充実	●常時のアドバイスを受ける事ができない	女性相談支援センター
108				●各種メンタルヘルス研修受講の推進	●各種メンタルヘルス研修等の受講	—	—	—	●各種メンタルヘルス研修等の受講	—	女性相談支援センター
109				●相談員が業務に関する悩みを相談できる環境の整備	●毎日の朝会による情報共有と随時の相談、協議の実施による負担の軽減 ●困難ケースに対するスーパーバイズの実施	—	●職員ミーティングの実施 毎日 ●相談対応や一時保護ケースの所内での意見交換会 随時	●相談員が職場内で相互に悩みを相談しやすい環境となっている。	●毎日の朝会による情報共有と随時の相談、協議の実施による負担の軽減 ●困難ケースに対するスーパーバイズの実施	—	女性相談支援センター
110				●市町村の取組に対する助言等	●会議等を通じた関係づくり ●困難事例等に対するアドバイスの実施 ●DV被害者サポートブックの作成・配布	●DV担当部署の業務内容の違いによる関わり方の差 ●市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ	●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施 ブロック会での研修 5カ所	●DV被害者サポートブックについての説明が参考になったとの意見が多くあり、市町村での相談の参考になっている。	●会議等を通じた関係づくり ●困難事例等に対するアドバイスの実施 ●DV被害者サポートブックの作成・配布	●DV担当部署の業務内容の違いによる関わり方の差 ●市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ	女性相談支援センター

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】													
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)		次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等			
111	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	③市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化	●市町村内の関係部署間の連携強化に向けての働きかけ	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	●ケースが起きてからの対応になる。 ●市町村の職員体制	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図った。 ●グループ討議等 ●市町村内の各関係部署間の早期の連携強化への働きかけを行った。	●関係機関によるグループ討議で、互いの役割や連携について確認できた。	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	●ケースが起きてからの対応になる。 ●市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター			
112			●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有	●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	●DV相談の多寡の違いによる意識の違い	●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施 ブロック会での研修 5カ所	●市町村相談窓口等で活用され、DV被害者からの相談対応に役立った。	●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	●DV相談の多寡の違いによる意識の違い	女性相談支援センター			
113			●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	●DV相談の多寡の違いによる意識の違い	●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施 ブロック会での研修 5カ所	●市町村相談窓口等で活用され、DV被害者からの相談対応に役立った。 ●女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。	●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	●DV相談の多寡の違いによる意識の違い	女性相談支援センター				
114			●相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	●スキルアップ研修への参加 ●拡充及び県下の相談員の課題解決	●相談員スキルアップ研修(3回)を実施した。 ①相談の中の母娘関係 ②生きづらさを抱えた相談者への対応 ③DV・性被害者への対応 ●延べ121名の参加があり、意識の向上や情報提供・交換、交流が図れた。	●相談員の意識向上や情報の提供・交換、各方面の相談機関の連携強化のために研修や交流を継続していくとともに、研修内容のニーズ把握や充実を図る。	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	●スキルアップ研修への参加 ●拡充及び県下の相談員の課題解決	男女共同参画センター「ソレレ」			
115			●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	●センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っているが、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	●センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っているが、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	人権啓発センター				

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
116				●個別ケースに応じたそれぞれの役割分担の確認と連携		●個別のケースに関する情報共有	●情報共有してより良い支援ができた。	●個別ケースに応じたそれぞれの役割分担の確認と連携		女性相談支援センター	
117	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(2) 配偶者暴力支援センターの機能の強化	④ 県の他機関との連携強化	●福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化	●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターとタイムリーに情報共有し、連携する。(安芸) ●関係機関と連携し、DV相談に速やかに対応する。(中央東) ●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携を行う(中央西) ●相談時に配偶者暴力相談支援センターと情報共有し連携に努める(須崎) ●必要な事例は女性相談支援センターと連携(幡多)	●初期対応時の相談票を活用していく。(安芸) ●関係機関との顔合わせの機会がない。(中央東) ●事例により必要となれば連携をとる必要があるが、本人同意がない場合、情報共有が困難な場合がある(須崎)	●新規1例あり。医療、司法、市町村、当所がタイムリーに情報共有し、配偶者暴力相談支援センターが対応した結果、被害者の安全確保の支援をした。(安芸) ●現時点では相談対応事例がないが、ブロック別DV関係機関連絡会議に出席した職員はグループワークを通じて話しやすい関係ができた。(中央東) ●女性相談支援センターから母子生活支援施設の入所の件で相談・紹介の事例が1名あり、本人や女性相談支援センター担当との面接や関係機関とのケース会に参加。(中央西) ●DV事例(1事例)に対し、配偶者暴力支援センター(女性相談支援センター)と密な連携をとりながら対応した。(須崎) ●事案なし(幡多)	●医療、司法、市町村、当所がタイムリーに情報共有し、司法が被害者を配偶者暴力相談支援センターに繋ぎ、安全確保と安心に繋がった。(安芸) ●様々な機会を通じて、普段からの関係性の構築が必要(中央東) ●情報共有はできたが連携がスムーズにいかなかった。(中央西) ●DV事例は適切な対応が生命を守ることにつながるため、本人の了解を得ながら状況に応じたセンターとの密な連携ができた。(須崎)	●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターとタイムリーに情報共有し、連携する。(安芸) ●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携を行う(中央西・中央東) ●相談時に配偶者暴力相談支援センターと情報共有し連携に努める(須崎) ●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携(幡多)	●お互いの役割についての理解をした上での役割分担が必要(中央西) ●事例ごとに条件が異なるため、本人了解を得ながらセンターとの連携強化を工夫が必要(須崎)。	健康長寿政策課(福祉保健所)
118				●要保護児童対策地域協議会を通じた情報共有 ●個別ケースに応じたそれぞれの役割分担の確認と連携	●同伴児の心のケア、支援のノウハウの共有等 ●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの役割の明確化	●要保護児童対策地域協議会を通じた情報共有 ●個別ケースに応じたそれぞれの役割分担の確認と連携	●女性相談支援センターと児童相談所の情報共有及び互いの役割を確認し、ケースごとに情報共有してより良い支援ができた。	●要保護児童対策地域協議会を通じた情報共有 ●個別ケースに応じたそれぞれの役割分担の確認と連携	●同伴児の心のケア、支援のノウハウの共有等 ●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの役割の明確化	女性相談支援センター	
119				●児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面前DVによる子どもへの心理的影響について研修を行う予定。	●配偶者暴力相談支援センターの職員が実践に生かせる研修内容とすること。	●児童相談所職員が講師となり、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、児童相談所の業務や面前DVによる子どもへの心理的影響等について研修を実施した。(R2.1.29、15人参加)	●研修の実施により情報共有及び連携の体制が強化されている。	●児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面前DV等による子どもへの心理的影響について継続的に研修を行う予定。	●配偶者暴力相談支援センターの職員が実践に生かせる研修内容とすること。	児童家庭課(児童相談所)	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
120	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(2) 配偶者暴力支援センターの機能の強化	④ 県の他機関との連携強化	●警察等と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化	●意見交換会の実施 ●個別ケースに応じた情報共有と連携	—	・意見交換会の実施 1回 ・警察職員への研修 2回	・個別のケースに関する情報共有 ・緊急時の対応がスムーズにできるようになった。	●意見交換会の実施 ●個別ケースに応じた情報共有と連携	—	女性相談支援センター
121					・女性相談支援センターが主催する意見交換会への出席。 ・DV関連専科教養へ女性相談支援センター職員を講師として招致。 ・連絡を密にした情報交換及び協力体制の構築。	・夜間当直体制時の協力体制の確保。	・令和元年度DV被害者支援連絡会議(5/28)に出席した。 ・人身安全関連事業対策専科(5/14)において、女性相談支援センター所長を講師として招致した。 ・令和元年度DV被害者支援連絡会議における女性相談支援センターとの意見交換や、専科教養による講師としての招致により、情報交換及び協力体制の構築を図った。	・DV被害者支援連絡会議における女性相談支援センターとの意見交換や、専科教養による講師としての招致により、情報交換及び協力体制の構築が図れた。	・女性相談支援センターが主催する意見交換会への出席。 ・DV関連専科教養へ女性相談支援センター職員を講師として招致。 ・連絡を密にした情報交換及び協力体制の構築。	・夜間当直体制時の協力体制の確保。	警察本部 (少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
122	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(3) DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上	① 各種相談窓口職員のスキルアップ・専門性の向上	●直接被害者と接する県、警察及び市町村窓口職員等に対する研修の実施	●引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会、ブロック会議を開催する。	●DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ●参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ●一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	●8月下旬から9月上旬にかけて、県内5ヶ所でブロック会を開催。昨年度から引き続き、「市町村内部での連携強化」をテーマに、DV被害者支援担当課以外の関係課や社会福祉協議会にも参加を呼び掛けた。参加者は市町村の他、警察署、福祉保健所、ソーレ、社会福祉協議会。 参加：67機関(うち市町村23、社会福祉協議会6)、91名	昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市間)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後も継続して欲しいとの要望があった。 グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を発表し、情報共有を図った。分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考えていく必要がある。 H30年度と比較して、参加者数、参加機関数とも増加。(H30年度：参加者76名、62機関(うち市町村22))	●引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会、ブロック会議を開催する。	●参加部署、参加人数を増やすための働きかけ。 ●参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ●一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課
123					●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	●研修参加者が限られている ●市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ	●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施 ブロック会での研修 5カ所	●女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。	●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	●研修参加者が限られている ●市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ	女性相談支援センター
124					●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	●スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	●相談員スキルアップ研修(3回)を実施した。 ①相談の中の母娘関係 ②生きづらさを抱えた相談者への対応 ③DV・性被害者への対応 ●延べ121名の参加があり、意識の向上や情報提供・交換、交流が図れた。	●相談員の意識向上や情報の提供・交換、各方面の相談機関の連携強化のために研修や交流を継続していくとともに、研修内容のニーズ把握や充実を図る。	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	●スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	男女共同参画センター「ソーレ」
125					●DV、性的虐待、精神保健の研修に参加し、職員の対応のスキルアップに努める。(安芸) ●研修等に積極的に参加し、職員の実質の向上に努める。(中央東) ●研修等に参加し職員のスキルアップに努める(須崎)	●休日研修の場合は、自己研鑽となることがあるので、所属への案内文書等で勤務として参加できる環境も整える必要あり(須崎)	●DV、性的虐待の研修に参加し、対応のスキルアップを図った。(安芸) ●ブロック別DV関係機関連絡会議の際には、所内職員へ参加を呼びかけた結果健康障害課のほか地域支援室、総務保護課職員も参加した。(中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会議の中でDVに関する研修を受講。(須崎)	●DV、性的虐待の研修に参加し、被害者心理の理解が深まり、相談対応のスキルアップに繋がった。(安芸・中央東) ●DVの基本的な考え方など深めることができた。(須崎)	●DVの加害者支援、被害防止、被害者支援等の研修に参加し、職員のスキルアップに努める。(安芸・中央東) ●DV関係の研修会に積極的に参加。(須崎)	●業務外での研修会に参加できる体制(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】													
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関			
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等		
126	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(3) DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上	①各種相談窓口職員のスキルアップ・専門性の向上	●直接被害者と接する県、警察及び市町村窓口職員等に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員へのDVの児童に与える影響についての研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> 研修を受講した職員の人事異動や部署内での知見の共有(異動のスペンが3~4年間と短いことから、毎年同じ内容の研修の実施が必要となること。) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員に対する研修において、DVが与える子どもの精神面の影響や対応に向けての内容を実施【回数】5回【参加者】延べ272名 	<ul style="list-style-type: none"> DVが子どもに与える影響の重大性をはじめとした知識及びDVを受けた子どもへの対応の技術が身に付きつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員へのDVの児童に与える影響についての研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> 研修を受講した職員の人事異動や部署内での知見の共有(異動のスペンが3~4年間と短いことから、毎年同じ内容の研修の実施が必要となること。) 	児童家庭課(児童相談所)		
127				●各種研修情報の収集及び提供	<ul style="list-style-type: none"> 専科教養に被害者と接する警察官を入校させる。 窓口となる警察官に対し各種教養を実施する。 DV担当者に対する研修会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察官の対応能力に個人差がある。 警察官によるDV加害者への対応能力向上のための効果的な教養の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 県下12署への巡回指導(4月中)において、DV担当者への教養を行った。 署当直責任者研修会(4/5)において、当直責任者に対し、DV教養を行った。 人身安全関連事案対処担当者研修会(7/24)において、DV担当者への教養を行った。 人身安全関連事案対策専科(5/13~5/17)において、DV担当者への教養を行った。 各種教養により、DV被害者への対応能力の向上を図った。 部外講師による教養や具体的な事例検討等の実施により、効果的な教養を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種教養により、DV被害者への対応能力の向上が図れた。 部外講師による教養や具体的な事例検討等の実施により、効果的な教養が図れた。 	<ul style="list-style-type: none"> 専科教養に被害者と接する警察官を入校させる。 窓口となる警察官に対し各種教養を実施する。 DV担当者に対する研修会を実施する。 突発事案等により教養ができない場合は、巡回指導や資料配付等により、補完措置を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察官の対応能力に個人差がある。 警察官によるDV加害者への対応能力向上のための効果的な教養の実施。 	警察本部(少年女性安全対策課)		
128				●被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配付	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修情報を各相談機関に提供 	<ul style="list-style-type: none"> 案内は行うが、当課を経由せずに直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な研修・講座の情報が次第、提供 	<ul style="list-style-type: none"> 案内は行うが、当課を経由せずに直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修情報を各相談機関に提供 	<ul style="list-style-type: none"> 案内は行うが、当課を経由せずに直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修情報を各相談機関に提供 	<ul style="list-style-type: none"> 案内は行うが、当課を経由せずに直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ない。 	県民生活・男女共同参画課
129				●県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者サポートブックの見直し・配布 DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 研修参加者が限られている 市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ 	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者サポートブックの見直し・配布 DV被害者サポートブックを活用した研修の実施 ブロック会での研修 5カ所 	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者サポートブックの見直し・配布 DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 研修参加者が限られている 市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ 	<ul style="list-style-type: none"> 研修参加者が限られている 市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ 	<ul style="list-style-type: none"> 研修参加者が限られている 市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ 	女性相談支援センター
130					<ul style="list-style-type: none"> 各所属における人権研修で、人権侵害のひとつであるDVについて取り上げてもらえるよう働きかける。 全庁にノーレス実施の各種講演会等(11月頃開催予定)の開催案内を全庁メールを活用して行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権研修の課題選定は各所属の判断となるため、効果のある働きかけの検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> DV防止啓発講演会 11月16日(日) 101名 講師: 千田有紀(武蔵大学社会学部教授) 	<ul style="list-style-type: none"> 県職員がDVについて関心を持つよう、引き続き研修の案内や、人権研修へのDVの取り上げを働きかけていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 各所属における人権研修で、人権侵害のひとつであるDVについて取り上げてもらえるよう働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権研修の課題選定は各所属の判断となるため、効果のある働きかけの検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 人権研修の課題選定は各所属の判断となるため、効果のある働きかけの検討が必要 	県民生活・男女共同参画課	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
131	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(3)DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上	②職務関係者を対象とした人権研修の推進	●県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育啓発の研修の実施	●人権問題指導者研修や新採職員研修でセンター講師による人権研修を行う。また、各職場での人権研修についてはテキストの貸出等で支援する。	●DV防止についてが研修課題とされるかは各職場の判断	講師派遣事業 ●県職員を対象とした研修 19回、受講者数1,051人 うち「ハラスメント」をテーマにした研修 10回、受講者数617人	「11の身近な人権課題」の一つとして、「女性」の人権課題を取り上げている。近年は、職場の「ハラスメント防止」についての研修依頼が多く、その中で「セクシュアルハラスメント」や「マタニティハラスメント」など女性の人権に関わる問題を取り上げている。	●人権問題指導者研修や新採職員研修でセンター講師による人権研修を行う。また、各職場での人権研修についてはテキストの貸出等で支援する。	●DV防止についてが研修課題とされるかは各職場の判断	人権課/人権啓発センター
132				●ブロック会議、ネットワーク会議に人権教育の内容を取り入れる。	●会議参加対象者に人権教育をテーマとした研修のニーズがあるか否か。	●ブロック会、ネットワーク会議を開催しているものの、人権教育に特化した内容になっていない。	●人権教育について、どのような形で研修に折り込むか要検討。	●ブロック会議、ネットワーク会議に人権教育の内容を取り入れる。	●会議参加対象者に人権教育をテーマとした研修のニーズがあるか否か。	県民生活・男女共同参画課	
133				●DV防止等の研修を出前講座により実施	●DV防止等の研修を出前講座により実施	●DV防止の研修実施につながる啓発や広報	—	—	●DV防止等の研修を出前講座により実施	●DV防止の研修実施につながる啓発や広報	男女共同参画センター「ソレレ」
134				●各市町村に研修会への人権啓発センターの講師派遣について周知する	●各市町村に研修会への人権啓発センターの講師派遣について周知する	●DV防止についてが研修課題とされるかは各市町村の判断	講師派遣事業 ●各市町村からの依頼により講師を派遣し研修を実施した。 ●テーマは各市町村の希望によるが、セクハラ等のハラスメントの研修も実施した。 各市町村職員研修:66回 受講者数5,158人	「11の身近な人権課題」の一つとして、「女性」の人権課題を取り上げている。近年は、職場の「ハラスメント防止」についての研修依頼が多く、その中で「セクシュアルハラスメント」や「マタニティハラスメント」など女性の人権に関わる問題を取り上げている。	●各市町村に研修会への人権啓発センターの講師派遣について周知する	●DV防止についてが研修課題とされるかは各市町村の判断	人権啓発センター

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	
135	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(4) だれもが相談しやすい体制づくり	① 配偶者暴力相談支援センターの周知 ●各種相談機関の相談窓口での周知【再掲】	●様々な広報資料を活用した周知	・当課への直接の来所相談の事例が少ないため、周知方法が間接的になりがち	・啓発チラシや相談カードによる窓口の周知を行った。	・当課への直接の来所相談はなかったが、相談窓口の周知は、啓発資料によって周知を行った。 ・当課に相談があった場合の対応は、統一できている。	●様々な広報資料を活用した周知	・相談窓口での新たな周知方法の検討	県民生活・男女共同参画課
136				広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。	・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。	・思春期相談センターPRINK広報用名刺大カードを県内の全高校、私立及び県立、高知市立中学校に配布(6月):約3.3万枚 ・デートDVについて記載した思春期ハンドブック配布(県内全高校1年生46校および活用希望校、市町村等10か所):約1万部 〈成果〉 ・思春期相談 電話相談 907件 面接相談 32件	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードを毎年継続して配布することで周知が図られてきている。 ・思春期ハンドブックに関するアンケートでは「デートDVを知らなかった」と回答する人が多いことから、ハンドブックを活用した啓発活動ができていると考える。	広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。	・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。	健康対策課
137				高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。	—	—	—	高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。	—	—

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関		
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等	
138	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(4)だれもが相談しやすい体制づくり	①配偶者暴力相談支援センターの周知	●各種相談機関の相談窓口での周知【再掲】	●研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施【行政】12/20(金) 22名 【施設】※管理者・施設長及びリーダー研修は高齢者施設従事者と合同で開催 ・管理者・施設長 ①9/24(火) 85名 ②10/21(月) 118名 ・リーダー 12/2(月)、1/8(水) 131名 ・中堅 8/27(火) 102名	●研修は実施したが、配偶者暴力相談支援センターの周知はできていない。今後の研修等の機会を通じて周知を図る。	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行い、各種窓口における広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課	
139				高知県外国人生活相談センターの周知・相談対応及び配偶者暴力支援センターの紹介	特になし	外国人の生活相談321件の中にDVIに 関係する相談は1件であった(軽微な 内容)。	DVIに関する相談者に対して DV及び女性相談センターのチ ラシを配布することで、広報・ 啓発を継続していく必要がある。	高知県外国人生活相談セ ンターの周知・相談対応及 び配偶者暴力支援セン ターの紹介	特になし		国際交流課	
140				●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置【再掲】	・国際交流課と連携した、チ ラシ等の翻訳の検討 ・国や他機関が作成したチ ラシ等を関係機関に配置	一般的な啓発物では、外国 人や高齢者などには対応で きない部分がある。	実績なし。	実績なし。	・国際交流課と連携した、 チラシ等の翻訳の検討 ・国や他機関が作成したチ ラシ等を関係機関に配置	一般的な啓発物では、外国 人や高齢者などには対応で きない部分がある。		県民生活・男女共 同参画課
141					現在パンフレットはないが、 作成する場合はCIRが翻訳 で協力可能	パンフレットがない	DV及び女性相談支援センターにつ いてのチラシをイベントや県内国際交 流・協力団体連絡協議会等で配布し た。 →10/6国際ふれあい広場(多文化体 験イベント)で配布 →外国語パンフレットについては、翻 訳依頼なしのため実施していない	国際交流イベント参加者や県 内国際交流・協力団体に対 し、DV防止に向けた周知が図 られた。	現在DV被害者支援用の外 国語版パンフレットはない が、関係機関が作成する 場合はCIRが翻訳で協力 可能	パンフレットがない		国際交流課
142					●各種相談機関と配 偶者暴力相談支援セ ンターとの連携	高齢者総合相談を実施し、 必要な場合は関係機関と連 携する。	—	—	—	高齢者総合相談を実施し、 必要な場合は関係機関と 連携する。	—	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
143	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(4)だれもが相談しやすい体制づくり	②各種相談機関における相談機能の強化	●各種相談機関と配偶者暴力相談支援センターとの連携	●研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	●市町村障害者虐待防止センター等での広報・啓発の実施につながっている。	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行い、各種窓口における広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課
144				●心の健康相談の実施 ●関係機関を経由した相談者への対応 ●関係機関への技術支援の実施	関係機関とのタイムリーな連携	●面接相談の新規相談13件のうち、女性相談支援センターからの紹介4件、その他の相談機関からの紹介6件 ●女相への技術支援:ケース検討会6回	●メンタルヘルスの専門機関として助言等の技術支援を行った。	●心の健康相談の実施 ●関係機関を経由した相談者への対応 ●関係機関への技術支援の実施	●関係機関とのタイムリーな連携	精神保健福祉センター	
145				●各種相談機関と配偶者暴力相談支援センターとの連携	●精神保健の研修で事例検討し、相談機関が課題を連携先に繋げて解決できるようにする。(安芸) ●関係機関と連携し、DV相談に速やかに対応する。(中央東) ●相談事例があった場合、各関係機関と連携し対応する(中央西) ●研修等を通じ、関係機関と連携をもつ(須崎) ●相談事例があった場合は、関係機関と連携し、随時適切な対応を行う。(幡多)	●研修等での個人情報保護に留意していく。(安芸) ●事例により必要となれば連携をとる必要があるが、本人同意がない場合、情報共有が困難な場合がある(須崎)	●新規2事例あり。行政から当所に、高齢者虐待の相談や連絡があり、関係機関が連携し、配偶者暴力相談支援センターや行政等の支援機関が、加害者と被害者を支援し、DVが解決した。(安芸) ●女性相談支援センターから母子生活支援施設の入所の件で相談と紹介の事例が1名あり、本人や女性相談支援センター担当との面接や関係機関とのケース会に参加。(中央西) ●ブロック別関係機関連絡会議に参加して関係者間で情報交換することで連携を図った。(須崎・中央東) ●事案なし(幡多)	●行政が当所に、高齢者虐待の相談や連絡をし、関係機関が情報共有してアセスメントを行った結果、行政がDVと認定し、配偶者暴力相談支援センターの対応や支援機関による加害者及び被害者への支援をし、DVの解決に繋がった。(安芸) ●情報共有はできたが連携がスムーズにできなかった。(中央西) ●年に1回の連絡会のため継続した連携が必要。(須崎・中央東)	●相談機関から相談があった場合は、関係機関や配偶者暴力相談支援センターが連携して、情報共有とアセスメントをし、地域で支援ができるようにサポートする。(安芸) ●関係機関と連携し、DV相談に速やかに対応する。(中央東) ●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携を行う(中央西) ●研修や会議を通じて関係機関と連携を持つ。(須崎) ●相談事例があった場合、各関係機関と連携し対応(幡多)	●お互いの役割についての理解が不十分。(中央西) ●事例に応じて適切な対応ができるための工夫が必要。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
146				高知県外国人生活相談センターの周知・相談対応及び配偶者暴力相談支援センターの紹介	特になし	DV及び女性相談支援センターについてのチラシをイベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等で配布した。 →10/6国際ふれあい広場(多文化体験イベント)で配布	国際交流イベント参加者や県内国際交流・協力団体に対し、DV防止に向けた啓発が図られた。	高知県外国人生活相談センターの周知・相談対応及び配偶者暴力相談支援センターの紹介	特になし	国際交流課	
147	●外国語通訳及び手話通訳等の確保	—	●通訳協力者の確保及び国際交流協会との連携	—	●国際交流協会の紹介による通訳確保	●外国人一時保護者入所時に円滑な支援につながった。	●通訳協力者の確保及び国際交流協会との連携	—	女性相談支援センター		

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
148	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(4) だれもが相談しやすい体制づくり	③ 相談窓口のバリアフリー化	●外国語通訳及び手話通訳等の確保	●手話通訳者養成研修の 前段である、手話奉仕員 研修の実施を市町村へ働きか ける。 ●手話通訳者及び要約筆 記者養成研修を実施する。	●手話奉仕員研修の実施 は、財政的に負担が大きく、 単独での開催が厳しい市町 村がある。 ●要約筆記者養成研修の受 講者増を図るため、広報が 必要。	●手話奉仕員講座の開催【市町村事 業】 室戸市、安芸市、土佐市、宿毛市、佐 川町 ●手話通訳者養成研修の開催【県事 業】[修了者数] 基本:高知市(昼・夜)[10名]、3市合 同(南国市・香南市・香美市)[10名] 応用:高知市(昼・夜)[10名]、安芸 市・中芸広域連合同[5名]、黒潮町 [6名] 実践:高知市[16名] ●要約筆記者養成講座の開催【県事 業】[修了者数] 5/19～2/8 全37回[8名] 高知県広報誌等を通じて、研修の広 報を実施。	●単独開催が困難な市町村 に対して、引き続き共同開催 の働きかけが必要。 ●中央部・東部・西部の各圏 域で手話奉仕員及び手話通 訳者の養成が進んだ。 ●要約筆記者の養成が進ん だ。	●手話通訳者養成研修の 前段である、手話奉仕員 研修の実施を市町村へ働 きかける。 ●手話通訳者及び要約筆 記者養成研修を実施す る。	●手話奉仕員研修の実施 は、財政的に負担が大きく、 単独での開催が厳しい市町 村がある。 ●要約筆記者養成研修の受 講者増を図るため、広報が 必要。	障害福祉課
149					各種国際交流イベントや県 内国際交流・協力団体の連 絡協議会等で、語学ボラン ティア登録制度について幅 広く周知する。	特になし	語学ボランティア登録制度に ついてのチラシを協会内や各種イベント等で 配布した。R2.3.31時点の語学ボラン ティア登録者数は512名となった。(一 般語学、災害、日本語)	語学ボランティア登録制度に ついてのチラシを各所で配布 したことが語学ボランティア登 録者の増加につながった。引 き続き、登録者の増加に向け た周知に取り組む。	各種国際交流イベントや県 内国際交流・協力団体の連 絡協議会等で、語学ボラン ティア登録制度について幅 広く周知する。	特になし	国際交流課
150			④ 若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり	●児童生徒が安心して 相談できる環境づく り	・SCの全校配置の継続及び アウトリーチ型SCの配置を 11市に拡充する。 ・SSWの配置を35市町村・ 学校組合及び24県立学校 に拡充する。 ・SC等研修講座の開催(年 6回) ・SSW連絡協議会の開催 (年1回) ・SSW初任者研修会(年2 回) ・SC、SSWによる合同研修 会の開催(2ブロックで開 催) ・SC、SSWに対するスー パーバイズの実施	・専門的な知識や技能を有し た人材の確保 ・SC、SSW配置拡充のため の予算確保 ・SC、SSWの専門性の向上 を図る必要がある。	・SCを全ての公立小、中、義務教育、 高、特支学校に配置した。また、アウ トリーチ型SCを11市の支援センター に配置した。 ・SSWを35市町村・学校組合、24県立 学校に配置した。 ・SC等研修講座(6/2、7/7、10/20、 11/10、12/15、1/19) ・SSW連絡協議会(6/28) ・SSW初任者研修会(5/24、10/4) ・相談支援体制の充実に向けた連絡 協議会(8/19、21) ・SC、SSWスーパーバイズの実施(随 時) ・研修会やスーパーバイズの実施に より、SC及びSSWの対応力が向上し ている。	・SC及びSSWの配置拡充によ り、児童生徒への支援体制の 充実が図られた。 ・SCやSSWの専門性が向上 し、よりの確な支援ができるよ うになった。 ・勤務経験の浅いSCやSSW の支援力向上に努める必要 がある。	・SCの全校配置の継続及び アウトリーチ型SCの配 置を13市町に拡充する。 ・SSWの配置を35市町村・ 学校組合及び25県立学校 に拡充する。 ・SC等研修講座の開催(年 6回) ・SSW連絡協議会の開催 (年1回) ・SSW初任者研修会(年2 回) ・SC、SSWによる合同研修 会の開催(2ブロックで開 催) ・SC、SSWに対するスー パーバイズの実施	・専門的な知識や技能を有し た人材の確保 ・SC、SSW配置拡充のため の予算確保 ・SC、SSWの専門性の向上 を図る必要がある。	人権教育・児童生 徒課

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
151	2 DV被害者の早期発見、安心して相談しやすい体制づくり	(4) だれもが相談しやすい体制づくり	④ 若者や男性等、誰も相談しやすい環境づくり	●男性や性的少数者を対象とした相談の実施	●啓発活動や、広報資料等を活用し、男性窓口を周知する。 ●被害者への相談窓口の紹介 ●性的少数者に関する啓発資料の作成	・相談対応者へのスキルアップに対する取組が必要	・公共交通機関等において、男性相談窓口を記載した啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所) ・ラジオ放送において、男性窓口の周知を行う。(11/12)	・啓発活動や、広報資料等を活用し、広く男性相談窓口を周知することができた。	●啓発活動や、広報資料等を活用し、男性窓口を周知する。 ●被害者への相談窓口の紹介 ●性的少数者に関する啓発資料の作成	・相談窓口の新たな周知方法の検討 ・相談対応者へのスキルアップに対する取組が必要	県民生活・男女共同参画課
152					●各相談窓口との連携	—	・男性や性的少数者からの相談は、専用窓口を紹介した。	—	●各相談窓口との連携	—	女性相談支援センター
153					●「男性のための悩み相談」の実施	・男性相談の窓口が少ない ・多様な相談内容への対応	・専門相談として男性の悩み相談を実施した。(52件) ・一般相談においても男性からの相談に対応した(84件)	・広く継続的に男性相談窓口の周知を図る。	●「男性のための悩み相談」の実施	・男性相談の窓口が少ない ・多様な相談内容への対応	男女共同参画センター「ソーレ」
154					●ホームページの充実	・内容の検討 DVについて分かりやすく説明がされているか。 相談機関が明確に示されているか。	・前年度に引き続き、DV相談窓口等をHPIにて周知。	・ホームページの内容についてさらに検討していくことが必要	●ホームページの充実	・内容の検討 DVについて分かりやすく説明がされているか。 相談機関が明確に示されているか。	県民生活・男女共同参画課
155					●ホームページの充実	—	・ホームページでの周知	・情報源はインターネットを見ての理由が多く、効果が出ている。	●ホームページの充実	—	女性相談支援センター
156					●ホームページの充実	内容の検討	・ホームページの更新頻度に留意することで、県民に対する意識啓発につなげた。	・さらなるホームページの情報の充実を図る。	●ホームページの充実	内容の検討	男女共同参画センター「ソーレ」
157	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	① 関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保	●意見交換会の実施 ●個別ケースに応じた連携	—	・意見交換会の実施 1回 ・警察職員への研修 2回	・個別のケースに関する情報共有 ・緊急時の対応がスムーズにできるようになった。	●意見交換会の実施 ●個別ケースに応じた連携	—	女性相談支援センター	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	
158	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	①関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保	●警察等と連携した安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●事例があれば司法や市町村と連携し、安全確保に努める(安芸) ●関係機関と連携し、DV相談に速やかに対応する。(中央東) ●事例があれば市町村や警察と連携し対象者の安全確保に努める(中央西) ●相談時、警察等と連携し被害者の安全の確保に努める(須崎) ●必要に応じて関係機関と連携して対応し、被害者等の安全確保(幅多) 	<ul style="list-style-type: none"> ●加害者を支援できる専門相談が少ない。(安芸) ●DV被害者支援の安全確保については、所属で対応マニュアル等なく、今後対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり(須崎) 	<ul style="list-style-type: none"> ●新規事例1名は、司法と連携して、配偶者暴力相談支援センターへの繋ぎを行ってもらい、被害者の安全確保ができ、その後、加害者を治療に繋げた。(安芸) ●現時点では相談対応事例なし。(中央東) ●警察と直接やりとりを行う事例がなかった。(中央西) ●DV事例(1事例)は警察と直接連携することは無かったが、安全を考慮して対応した(須崎)。 ●事案なし(幅多) 	<ul style="list-style-type: none"> ●新規事例1名は、司法と連携することにより、被害者の安全確保を保ち、加害者を治療に繋げることで、DVの解決ができた。(安芸) ●警察と直接連携はとらなかった。(須崎・中央東) 	<ul style="list-style-type: none"> ●事例があれば司法や市町村と連携し、安全確保に努める(安芸) ●事例があれば市町村や警察と連携し対象者の安全確保に努める(中央西・中央東) ●相談事例には、警察との連携をして被害者安全の確保に努める。(須崎) ●事例があれば市町村や警察と連携し対象者の安全確保に努める(幅多) 	<ul style="list-style-type: none"> ●加害者を支援できる専門相談まで長距離のため、夜間休日の対応には困難性がある。(安芸) ●対応マニュアルは無く事例に応じて適切な対応が必要。(須崎) 	健康長寿政策課(福祉保健所)
159				<ul style="list-style-type: none"> ・被害者や関係機関の要望により、一時保護所への避難に際し、警察官による被害者の搬送を実施。 ・被害者や関係機関の要望により、被害者と加害者の話し合いの場や被害者が自宅から荷物を取り出す際等に、警察官の立会いを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・急な依頼により人員の確保が困難な場合がある。 ・被害者等が事前連絡なく予定を変更させることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所への避難に際し、被害者や関係機関の要望、加害行為のおそれがある場合に、警察官による被害者の搬送を行った。 ・被害者による自宅からの荷物取り出しや話し合いの場において、被害者や関係機関の要望、加害行為のおそれがある場合に、警察官による立ち会いを実施した。 ・被害者や関係機関との連絡を密にし、連携した安全の確保を図った。 ・事件化が可能である場合等は、迅速的確な事件処理を行うと同時に関係機関と連携し、被害者保護を徹底した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者や関係機関との連絡を密にし、連携した安全の確保が図れた。 ・関係機関との連携により、加害者対策、被害者保護等の複数の事項を同時進行が可能となり、迅速な被害者保護が実施された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者や関係機関の要望により、一時保護所への避難に際し、警察官による被害者の搬送を実施。 ・被害者や関係機関の要望により、被害者と加害者の話し合いの場や被害者が自宅から荷物を取り出す際等に、警察官の立会いを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・急な依頼により人員の確保が困難な場合がある。 ・被害者等が事前連絡なく予定を変更させることがある。 	警察本部(少年女性安全対策課)
160				●被害者や支援者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者や被害関係者と定期的に連絡を取り、近況把握に努める。 ・加害者の行動確認を行う。 ・110番登録制度を活用する。 ・市町村が行う住民基本台帳閲覧制限への支援措置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非協力的な被害者や被害関係者がいる場合の対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知したDV事案は、被害者及び被害関係者への定期的な連絡による近況把握に努めた。 ・非協力的な被害者や被害関係者に対しては、DV事案の特徴や危険性等を粘り強く説明し、協力を得るように努めた。 ・事案に応じ、加害者の行動確認を行うとともに、口頭警告や事件化を実施した。 ・被害者の要望や事案に応じ、110番通報登録を実施した。 ・市町村が行う住民基本台帳閲覧制限を教示するとともに、市町村から同手続きに係る照会があった際、漏れなく回答を行った。 ・各種方法により、被害者や支援者の安全確保を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種方法により、被害者や被害関係者の安全確保が図れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者や被害関係者と定期的に連絡を取り、近況把握に努める。 ・加害者の行動確認を行う。 ・110番登録制度を活用する。 ・市町村が行う住民基本台帳閲覧制限への支援措置を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非協力的な被害者や被害関係者がいる場合の対応。

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
161	3DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1)関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保	●緊急避難体制の確保	●110番通報登録の推進 ●危険度の高いケースでの情報共有、互いが連携した安全の確保	—	・相談者に110番通報登録を勧めた。	・緊急時の安全対策につながった。	●110番通報登録の推進 ●危険度の高いケースでの情報共有、互いが連携した安全の確保	—	女性相談支援センター	
162				・被害者の要望に応じた、一時避難場所の確保。 ・公費負担制度の拡充。	・公費負担制度の適切な活用。 ・女性相談支援センターと連携した緊急避難場所の提供。	・公費負担制度の要件を満たす被害者に対して、同制度を利用した緊急避難場所を提供した。 ・女性相談支援センターと連携し、被害者に対して緊急避難場所を提供した。 ・緊急避難体制の確保により、被害の未然防止を図った。	・緊急避難体制の確保により、被害の未然防止が図れた。	・被害者の要望に応じた、一時避難場所の確保。 ・公費負担制度の拡充。	・公費負担制度の適切な活用。 ・女性相談支援センターと連携した緊急避難場所の提供。	警察本部(少年女性安全対策課)	
163				●意見交換会等を通じた認識の共有 ●個別ケースに応じた遠隔地での一時保護の実施	・介護が必要等、夜間で一時保護ができない方への対応に苦慮	・休日夜間は警察と、遠隔地では一時保護委託先と連携し、24時間の受入れを実施	・被害者の置かれた状況を考慮した避難場所を決定でき、安全と安心を確保できた。	●意見交換会等を通じた認識の共有 ●個別ケースに応じた遠隔地での一時保護の実施	・介護が必要等、夜間で一時保護ができない方への対応に苦慮	女性相談支援センター	
164				●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立	・ホテル等の避難場所を事前に確認し、安全確保を最優先にした一時避難場所を確保する。 ・女性相談支援センターとの良好な関係を継続させる。 ・一時避難場所の公費負担制度の活用。	・被害者の協力が得られない場合、一時避難措置を講じることが困難となる。	・公費負担制度の要件を満たす被害者に対して、同制度を利用した緊急避難場所を提供した。 ・女性相談支援センターと連携し、被害者に対して緊急避難場所を提供した。 ・各種会合への参加等により、女性相談支援センターとの連携強化に努めた。 ・公費負担制度の活用及び女性相談支援センターとの連携による緊急避難体制の確保に努め、被害の未然防止を図った。	・公費負担制度の活用及び女性相談支援センターとの連携による緊急避難体制の確保に努め、被害の未然防止が図れた。	・ホテル等の避難場所を事前に確認し、安全確保を最優先にした一時避難場所を確保する。 ・女性相談支援センターとの良好な関係を継続させる。 ・一時避難場所の公費負担制度の活用。	・被害者の協力が得られない場合、一時避難措置を講じることが困難となる。	警察本部(少年女性安全対策課)
165				●県域を越えた広域での保護体制の整備(県外の婦人相談所等と連携した一時保護体制の充実)	●他県民間シェルター等との連携 ●他県の配偶者暴力相談支援センターとの連携	・他県の配偶者暴力相談支援センターで受け入れられない場合がある	・他県の婦人相談所等との連携により、被害者の安全な避難を図った。	・被害者の安全確保につながった。	●他県民間シェルター等との連携 ●他県の配偶者暴力相談支援センターとの連携	・他県の配偶者暴力相談支援センターで受け入れられない場合がある	女性相談支援センター
166	●一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備	●警察との連携による巡回や所内警備の充実	・一時保護者の危険に対する認識の低さ	・入所中の見守り支援、警備実施	・入所者の安全の確保ができた。	●警察との連携による巡回や所内警備の充実	・危険に対する認識の低い一時保護者への対応	女性相談支援センター			

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
167	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	②迅速かつ安全な一時保護の実施	●一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備	・女性相談支援センターとの連絡協議会へ継続的に出席する。	・突発事案が発生した場合における、出席者の確保。	・令和元年度DV被害者支援連絡会議(5/28)に出席した。 ・人身安全関連事案対策専科(5/14)において、女性相談支援センター所長を講師として招致した。 ・DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会(12/2)に出席した。 ・女性相談支援センターとの連携強化により、入所者が安心して過ごせる環境整備を図った。	・女性相談支援センターとの連携強化により、入所者が安心して過ごせる環境整備が図れた。	・女性相談支援センターとの連絡協議会へ継続的に出席する。	・突発事案が発生した場合における、出席者の確保。	警察本部 (少年女性安全対策課)
168				●連絡会議や研修会を通じた周知 ●個別ケースにおける適切な情報管理の徹底	・関係機関における秘密保持に対する認識の違い	・関係機関につながる際には、個人情報に配慮し、秘密にすべき事柄については理由を述べて秘匿を依頼した。	・関係機関においては秘密保持について理解が得られた。	●連絡会議や研修会を通じた周知 ●個別ケースにおける適切な情報管理の徹底	・関係機関における秘密保持に対する認識の違い	女性相談支援センター	
169				●個別検討会等で関係機関が共通認識のもと秘密保持の徹底を図る。(安芸) ●機会ある毎に守秘義務の周知徹底を図る。(中央東) ●相談時、関係機関に対し、秘密保持の重要性を伝える(須崎)	●研修等でも個人情報保護に留意していく。(安芸) ●職員に対する研修(中央東) ●関係機関の機能を基に、共有する情報の範囲の判断が難しく、所内支援体制も含め検討する必要あり(須崎)	●研修会の個別事例報告で、関係機関が共通認識のもと、秘密保持の徹底を図っている。(安芸) ●ブロック別DV関係機関連絡会議のグループワークでは、個人情報保護を徹底するとともに、関係機関が連携できるような支援体制の重要性を再認識できた。(中央東) ●個別検討会等では、常に秘密保持について周知徹底した(須崎)	●関係機関の個別検討会等で、関係機関が共通認識のもと、秘密保持を図れている。(安芸) ●事例に応じて、関係機関の機能を基に、共有する情報に配慮ができた。(須崎)	●個別検討会等で、関係機関が共通認識のもと、秘密保持の徹底を図る。(安芸) ●相談時、関係機関に対し、秘密保持の重要性を伝える。(須崎)	●関係機関の機能をもとに共有する情報の範囲の判断が難しく所内支援体制も含めて検討する必要がある。(須崎)	健康長寿政策課 (福祉保健所)	
170				●関係機関に対する秘密の保持の徹底	■配偶者暴力相談支援センターとの連携による適切な一時保護の実施	・配偶者暴力(子どもへの心理的身体的虐待)ケースの一時保護を実施。 【件数】9件	・適切に情報共有しながら、組織的に対応できている。	■配偶者暴力相談支援センターとの連携による適切な一時保護の実施	児童家庭課 (児童相談所)		
171					・加害者による行方不明届出を拒否、或いは被害者が避難していることを秘匿する対応。 ・住民基本台帳閲覧制限に対する援助申出への対応。	・全警察官へ事案を周知させるには、ある程度の時間が必要となる。 ・被害者と加害者の主張が異なる場合の対応。 ・被害者自らが加害者に対して避難先等の情報を教示してしまった時の対応。	・各種専科教養や教養文書の発出により、被害者情報の秘匿の重要性について教養した。 ・DV被害者に係る行方不明届について、都度、県下12署へ連絡の上、受理を拒否するよう徹底した。 ・住民基本台帳閲覧制限の援助申出について、客観的なDV被害の確認により、被害の未然防止を図った。	・各種手続による被害者情報の秘匿により、被害の未然防止が図れた。	・加害者による行方不明届出を拒否、或いは被害者が避難していることを秘匿する対応。 ・住民基本台帳閲覧制限に対する援助申出への対応。	・全警察官へ事案を周知させるには、ある程度の時間が必要となる。 ・被害者と加害者の主張が異なる場合の対応。 ・被害者自らが加害者に対して避難先等の情報を教示してしまった時の対応。	警察本部 (少年女性安全対策課)
172					●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援	●関係機関との連携 ●被害者への制度の十分な説明の実施と申立て支援	・被害者へ保護命令制度を十分理解させた上で自ら判断させ、手続の支援を行った。 ・保護命令提出支援 19件	・制度の情報提供及び手続について支援できた。	●関係機関との連携 ●被害者への制度の十分な説明の実施と申立て支援	女性相談支援センター	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
173		(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	④ 司法手続きに関する支援	●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援	・書面活用を継続し、被害者の意思決定を支援する。 ・被害者に適切なDV対応方法を教示し、保護命令制度の活用を推進する。 ・適切な対応を執れるよう、被害者にDVの特性等を教示する。	・警察の説明を聞き入れない被害者や危険性の乏しい被害者への対応。	・DV被害者に対し、原則、意思決定に関する書類や保護命令制度に関する書類を確実に提示し、その説明を行うよう努めた。 ・警察に非協力的な被害者に対しては、粘り強い説明を行い、被害の未然防止が図れるよう努めた。 ・被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援により、被害者の安全安心の確保及び被害の未然防止を図った。	・被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援により、被害者の安全安心の確保及び被害の未然防止が図れた。	・書面活用を継続し、被害者の意思決定を支援する。 ・被害者に適切なDV対応方法を教示し、保護命令制度の活用を推進する。 ・適切な対応を執れるよう、被害者にDVの特性等を教示する。	・警察の説明を聞き入れない被害者や危険性の乏しい被害者への対応。	警察本部 (少女女性安全対策課)
174	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(2) 配偶者暴力支援センターにおける一時保護体制の充実	① DV被害者の心理ケアの充実	●心理ケア担当職員による心の健康回復支援	●DV講座、心理検査等の実施 ●一時保護所退所者等のカウンセリングの実施	・回復に時間がかかる	・心理検査、DV講座、心理療法等実施 延べ 119人(うち同伴児・者 27人)	・一時保護者やその同伴児・者に対し、状況に応じた心理的ケアができた。	●DV講座、心理検査等の実施 ●一時保護所退所者等のカウンセリングの実施	・回復に時間がかかる	女性相談支援センター
175			●民間の専門機関を活用した心の健康の回復支援	●被害者の状況に応じた専門機関の紹介 ●民間専門機関によるカウンセリングの実施	・回復に時間がかかる	・メンタルヘルスの実施 延べ 25人	・外部のカウンセラーとの面接により、不安等を取り除くことができた。	●被害者の状況に応じた専門機関の紹介 ●民間専門機関によるカウンセリングの実施	・回復に時間がかかる	女性相談支援センター	
176			●児童相談所等と配偶者暴力相談支援センターが連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施	●ケアの必要な同伴児がある場合の迅速な対応 ●女性相談支援センター、児童相談所等の連携した対応	・相互の連携強化及び役割分担	・要保護児童対策地域協議会を通じた情報共有 ・個別ケースに応じたそれぞれの役割分担の確認と連携	・女性相談支援センターと児童相談所の情報共有及び互いの役割を確認し、ケースごとに情報共有してより良い支援ができた。	●ケアの必要な同伴児がある場合の迅速な対応 ●女性相談支援センター、児童相談所等の連携した対応	・相互の連携強化及び役割分担	女性相談支援センター	
177			●療育福祉センターと配偶者暴力相談支援センターが連携した障害の心配のある子どもへの対応	■児童相談所職員が講師となり、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面前DVによる子どもへの心理的影響について研修を行う予定。	・配偶者暴力相談支援センターの職員が実践に生かせる研修内容とすること。	・児童相談所職員が講師となり、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、児童相談所の業務や面前DVによる子どもへの心理的影響等について研修を実施した。(R2.1.29、15人参加)	・研修の実施により情報共有及び連携の体制が強化されている。	■児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面前DV等による子どもへの心理的影響について継続的に研修を行う予定。	・配偶者暴力相談支援センターの職員が実践に生かせる研修内容とすること。	児童家庭課 (児童相談所)	
178			●療育福祉センターと配偶者暴力相談支援センターが連携した障害の心配のある子どもへの対応	●配偶者暴力相談支援センターと療育福祉センターとの連携強化	・療育福祉センターでの受診が1年待ちとなっている	—	—	●配偶者暴力相談支援センターと療育福祉センターとの連携強化	・療育福祉センターでの受診が1年待ちとなっている	女性相談支援センター	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
179	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(2) 配偶者暴力支援センターにおける一時保護体制の充実	② 子どもの心身のケアの充実	●療育福祉センターと配偶者暴力相談支援センターが連携した障害の心配のある子どもへの対応	●障害児の医療や福祉サービス、発達障害等の相談に関して助言や情報提供を行う。	●組織改正に伴う相談窓口の変更の周知	●ホームページで相談に関する情報提供 ●リーフレット作成・配布 ●地域連携室で診療に関する受付とともに医療、福祉に関する相談に対応した。 ●発達障害者支援センターで、発達障害児・者とその家族、支援者、関係機関等からの相談を受け、助言や情報の提供、関係機関への紹介等を行った。 相談実績(R2.3末)602件	●障害のある子どもの診療及び発達に関する相談等に対し助言や関係機関の紹介等を行うとともに、発達障害等に関し専門的な相談支援を行ったが、当事者ならず、支援者への周知が必要。	●障害児の医療や福祉サービス、発達障害等の相談に関して助言や情報提供を行う。 ●相談窓口の周知	●市町村や児童相談所、学校等の関係機関との連携	療育福祉センター
180				●心の教育センター等と配偶者暴力相談支援センターが連携した心配のある子どもへの対応	●緊急を要する同伴児童の心のケアでの連携強化	●親の認識が薄く、なかなか相談につながらないケースがある	—	—	●緊急を要する同伴児童の心のケアでの連携強化	●親の認識が薄く、なかなか相談につながらないケースがある	女性相談支援センター
181				●安心して遊ぶことのできる環境の整備	●関係機関と連携しながら、子どもの心のケアに関する専門性をもったカウンセラー等が来所や訪問による相談の受理や支援を行う。	●日ごろから関係機関と密に連携する。	●要請ケースなし	●教育相談関係機関連絡協議会等において、関係機関と連携を図り、連携が必要な事案が起こった場合に備えた体制作りを行った。	●関係機関と連携しながら、子どもの心のケアに関する専門性をもったカウンセラー等が来所や訪問による相談の受理や支援を行う。	●日ごろから、関係機関と顔の見える連携を行う。	心の教育センター
182				●遊びの場の確保 ●ベビーシッターの確保	—	—	●ベビーシッター 7回	●一時保護期間が長くなった同伴児に専門職による保育を実施し、ストレス解消になった。	●遊びの場の確保 ●ベビーシッターの確保	—	女性相談支援センター
183				●安心して遊ぶことのできる環境の整備	●関係機関と連携しながら、子どもの心のケアに関する専門性をもったカウンセラー等が支援を行う。	●日ごろから関係機関と密に連携する。	●要請ケースなし	●教育相談関係機関連絡協議会等において、関係機関と連携を図り、連携が必要な事案が起こった場合に備えた体制作りを行った。	●関係機関と連携しながら、子どもの心のケアに関する専門性をもったカウンセラー等が支援を行う。	●日ごろから、関係機関と顔の見える連携を行う。	心の教育センター
184				●学校と連携した一時保護所での教育支援	●教員OBによる就学支援 ●学校との連携強化	—	—	●同伴児の就学支援ができた。 ●就学時間は、学校と連絡調整により出席日数にすることができた。	●教員OBによる就学支援 ●学校との連携強化	—	女性相談支援センター

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	
185	3DV被害者支援の一時保護体制の充実	③ 保育、学習支援の充実	●就学のためのさまざまな制度の情報提供と手続支援	●教育委員会等との連携した情報提供	—	—	—	●教育委員会等との連携した情報提供	—	女性相談支援センター
186				●家庭の教育費負担の軽減に係る事業の継続実施	・所得による区分により、制度を活用しても授業料の負担が発生する家庭がある。	アウトプット ・私立高等学校等就学支援金制度をはじめとする家庭の教育費負担の軽減に係る各種事業を実施している。	・生徒の家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒に進学する機会がもてる仕組みとなっている。	●家庭の教育費負担の軽減に係る事業の継続実施 ・国の就学支援金の拡充により、令和2年4月から、年収590万円程度未満の世帯の高校生等については、授業料が実質無償化となった。	・所得による区分により、制度を活用しても授業料の負担が発生する家庭がある。	私学・大学支援課
187				●就学のためのさまざまな制度の情報提供と手続支援	●課題 ・要件を満たす対象者全員に支給・貸与するために、引き続き制度の周知徹底を図る必要がある。 ●取組 ・機会ある毎にリーフレットを配布するなどして、制度の周知徹底を行う。	●高等学校等就学支援金の支給 ・H31年度に公立の高等学校に入学した高校生等の就学支援金受給資格認定申請書を受理 ・R元年度7月1日現在在籍の高等学校等就学支援金収入状況届出書を受理 ・要件を満たす支給希望者全員への支給を実施 ●高校生等が在籍する低所得世帯への奨学金給付金の支給 ・H31年度の公立高等学校の合格者登校日に合格者全員に奨学金給付金のリーフレットを配布 ・R元年度7月1日現在在籍の高校生等奨学金給付金受給申請書を受理 ・要件を満たす支給希望者全員への支給を実施 ●高校生等に対する無利子奨学金の貸与の推進 ・高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金事業の円滑な推進を図るための研修会を開催(H31.4.12実施 参加者:28校36名) ・経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、要件を満たす貸与希望者の申請を受理(H31.4.26募集終了) ・要件を満たす貸与希望者全員への貸与を実施(R元年度新規貸与決定者:168名)	●高等学校等就学支援金の支給 ・要件を満たす支給希望者全員に支給を実施した。 ●高校生等奨学金給付金の支給 ・要件を満たす支給希望者全員に支給を実施した。 ●高校生等に対する無利子奨学金の貸与の推進 ・要件を満たす貸与希望者の申請を受理した。(予約申請83名、在学申請92名) ・要件を満たす貸与希望者全員に貸与を実施し、教育の機会均等に寄与した。	●就学支援金制度及び奨学金給付金制度を実施する。 ●現行の高等学校等奨学金貸付制度を維持・実施する。	●課題 ・要件を満たす対象者全員に支給・貸与するために、引き続き制度の周知徹底を図る必要がある。 ●取組 ・機会ある毎にリーフレットを配布するなどして、制度の周知徹底を行う。	●高等学校課
188	④ 災害に備えた体制づくり	●設備の見直しや避難訓練等の実施による安全対策	●避難訓練の実施 ●南海地震対策における設備の見直し	—	●地震津波避難マニュアルの見直し	・南海地震対策の一定の進展ができた。	●避難訓練の実施 ●南海地震対策における設備の見直し	—	女性相談支援センター	
189			●備蓄品の備蓄	—	●備蓄品の維持	・津波に備えた備蓄品等の充実	●備蓄品等の備蓄	—	女性相談支援センター	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】														
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)		次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等				
190	3DV被害者支援の一時保護体制の充実	(3)民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実	④災害に備えた体制づくり	●代替施設による事業の継続	●H30年度に消費生活センターを代替施設と決定 ●今後、詳細について検討を続ける	・長期浸水からセンター施設の機能がどれくらいで回復するか不明 ・その間の一時保護の場所が未決定	・消費生活センターを代替施設とした地震津波避難マニュアルの見直し	・代替施設による事業の継続ができる見通しができた。	●H30年度に消費生活センターを代替施設と決定 ●今後、詳細について検討を続ける	・長期浸水からセンター施設の機能がどれくらいで回復するか不明 ・その間の一時保護の場所が未決定	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター			
191				●民間シェルター及び社会福祉施設等との連携による一時保護体制の充実	●既存の支援団体や社会福祉施設等との連携強化 ●どこの地域に住んでいても保護できる環境を整える。	・連携強化に向けた協議	・民間シェルターについては、定期的に運営状況の確認を行っている。	・連携強化に向けた協議が必要。	●既存の支援団体や社会福祉施設等との連携強化 ●どこの地域に住んでいても保護できる環境を整える。	・連携強化に向けた協議	県民生活・男女共同参画課			
192				●民間シェルター等の連携による一時保護体制の充実	●既存の支援団体や社会福祉施設等との連携強化 ●どこの地域に住んでいても保護できる環境整備	—	・社会福祉施設への一時保護委託を実施 4件 ・民間シェルターへの紹介 1件	・年長男児を同伴したDV被害者の安全を確保することができた。	●既存の支援団体や社会福祉施設等との連携強化 ●どこの地域に住んでいても保護できる環境整備	—	女性相談支援センター			
193				●民間シェルターの運営安定化に向けた支援の実施	●民間シェルター運営団体に対して、シェルターの運営支援を行う。	・支援活動の増大に伴い、事業量が增大。団体(支援者)の負担が増えてきている状況である。	・高知県民間シェルター運営費補助金 100万円/年を限度に交付。	・支援活動の増大に伴い、事業量が增大。団体(支援者)の負担が増えてきている状況である。	●民間シェルター運営団体に対して、シェルターの運営支援を行う。	・支援活動の増大に伴い、事業量が增大。団体(支援者)の負担が増えてきている状況である。	県民生活・男女共同参画課			
194				4DV被害者の自立に向けた支援	(1)DV被害者の生活再建	①一時保護所入所時からの継続した自立支援	●日常生活支援のための配偶者暴力支援センターの自立支援担当職員による継続的支援の実施	●生活サポーターによる入所中、退所後の自立に向けた支援の実施	・人的体制からすべての退所者へのフォローが難しい ・精神疾患や発達障害面でのフォローには限界がある	・生活サポーターの支援支援実人数 22人 延べ 115回	・収入が少なく経済的に脆弱な退所者への自立促進になった。	●生活サポーターによる入所中、退所後の自立に向けた支援の実施	・人的体制からすべての退所者へのフォローが難しい ・精神疾患や発達障害面でのフォローには限界がある ・地域での自立には時間を要する	女性相談支援センター
195							●心理的自立のための配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実	●心理ケア担当職員による心の健康回復支援 ●必要に応じた退所者への専門機関に依頼してのカウンセリングの実施	・回復には長い期間を要する	・一時保護所退所者に対して、専門機関に依頼してのカウンセリングを実施	・精神面でのサポートができた。	●心理ケア担当職員による心の健康回復支援 ●必要に応じた退所者への専門機関に依頼してのカウンセリングの実施	・回復には長い期間を要する	女性相談支援センター
196	●自立支援施設の積極的な活用	・女性しごと応援室を通じた就労支援	・特になし				・ハローワークやひとり親家庭等就業自立支援センター等関係機関と連携を図りながら就労支援を実施。	・来室したDV被害者に対する相談対応や、必要に応じて関係機関と連携できる体制を整えている。	・女性しごと応援室を通じた就労支援	・特になし	県民生活・男女共同参画課			

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	
197				●自立支援施設の積極的な活用	●自立支援施設をより積極的に活用できるための柔軟な運用 ●就労に向けた支援の強化	—	—	●自立支援施設をより積極的に活用できるための柔軟な運用 ●就労に向けた支援の強化	—	女性相談支援センター
198	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	①一時保護所入所時からの継続した自立支援	●母子生活支援施設における支援機能の充実	(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 ・相談員研修参加(20回以上) ・要援護者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による虐待児童及び母親への生活場面で1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実 (安芸和光寮) ・個別対応職員の配置、心理療法担当職員の配置 ・虐待児童等やその保護者へ個別面接や心理面のケア。	(ちぐさ) ・入所事由の複雑多様化に対応するための職員のスキルアップ (安芸和光寮) ・DV被害による入所の増加により、子どもも含めた心理面でのケアや発達障害児のケア。	(ちぐさ) ・入所世帯及び人数 22世帯55人 ・相談員研修参加 26回 ・心理療法相談回数 350回 ・ハローワーク等就労支援機関への同行 5名 (安芸和光寮) ・入所世帯8世帯25名 ・心理療法相談回数79回 ・個別対応職員研修参加5回	(ちぐさ) ・関係機関と連携することにより情報の共有ができた ・要支援者と心理職員や個別担当職員による面談回数が増え、支援の強化が計られた (安芸和光寮) ・個別対応職員による虐待児童と母親への個別対応 ・心理職員による個別面談や、職員のスキルアップ向上 ・発達障害児の受診同行や医師と連携し情報共有する ・性教育講座を母子共参加し、自己肯定感を上げる	(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 ・相談員研修参加(20回以上) ・要援護者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による虐待児童及び母親への生活場面で1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実 (安芸和光寮) ・個別対応職員による虐待児童と母親への個別対応 ・心理職員による職員のスキルの向上 ・助産師による性教育 (安芸和光寮) ・入所者への個別対応のための職員のスキルアップ ・性に対する理解	児童家庭課
199			②各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援	●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援	●個別ケースに応じた市町村等との調整と被害者への情報提供	—	●相談者及び入所者に母子での生活自立に関する情報を提供した。 ●相談に応じて被害者の生活再建のために、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用への支援がスムーズにできるよう市町村との連携を行った。	●生活の再建につながった。	●個別ケースに応じた市町村等との調整と被害者への情報提供	女性相談支援センター

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
200	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	②各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援	●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援	●事案があれば、生活保護、育児支援、就労支援制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を行う。(安芸)	●平素から関係機関と情報共有する。(中央東)	●実績なし。(安芸)	●所内での情報共有ができて市町村支援がスムーズにできた。(中央東)	●関係機関と連携して、生活保護、育児支援、就労支援制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を日常業務の中で行う。(安芸)	●適切な支援や情報提供ができる支援者の資質向上が必要。(中央西)	健康長寿政策課(福祉保健所)
●事案に応じた制度等の情報提供に努め、関係機関につなげる。(中央東)					●DV被害者支援については、所属で対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり(須崎)	●母子生活支援施設の入所についての相談あり、アセスメントを行い、支援を実施した。(中央西)	●母子生活支援施設の入所についての相談あり、アセスメントを行い、支援を実施した。(中央西)	●必要な制度の情報提供やサービスの窓口につながるなどの支援を行う(中央東)	●DV被害者支援については、所属で対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり。(須崎)		
●必要な制度について情報提供を行い、必要なサービスの利用ができるよう支援者間での情報共有によるアセスメントを行い、必要なサービスにつなげる。(中央西)					●相談時、福祉保健所内で各課と状況共有し、生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を行う(須崎)	●母子生活支援施設の入所についての相談あり、アセスメントを行い、支援を実施した。(中央西)	●母子生活支援施設の入所についての相談あり、アセスメントを行い、支援を実施した。(中央西)	●必要な制度の情報提供やサービスの窓口につながるなどの支援を行う(中央東)	●DV被害者支援については、所属で対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり。(須崎)		
201	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	②各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援	●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援	●児童扶養手当等ひとり親家庭に対する各支援施策に係る課ホームページの掲載内容の充実等により広報の強化を図る。	●必要な情報が届いていないひとり親の人数等の把握が困難であること。	●児童扶養手当等ひとり親家庭に対する各支援施策に係る課ホームページの掲載内容の充実等により広報の強化を図る。	●課ホームページの掲載内容については大幅な充実を図ったため、当面は現在の掲載内容で適当。フェイスブックによる母子父子支援団体のピーアール等を継続的に行っていくことで、ひとり親家庭支援における民間活力の活性化が期待できると考える。	●児童扶養手当等ひとり親家庭に対する各支援施策についてSNS等により広報の強化を図る。	●必要な情報が届いていないひとり親の人数等の把握が困難であること。	児童家庭課
●児童扶養手当に係る現況届の機会を活用した相談窓口等の周知を行う。					●児童扶養手当に係る現況届の機会を活用した相談窓口等の周知を行う。	●児童扶養手当に係る現況届の機会を活用した相談窓口等の周知を行う。	●児童扶養手当に係る現況届の機会を活用した相談窓口等の周知を行う。	●児童扶養手当に係る現況届の機会を活用した相談窓口等の周知を行う。			
●市町村の児童扶養手当担当課及び母子保健担当課等を訪問し、センターの周知依頼等を行う。					●市町村の児童扶養手当担当課及び母子保健担当課等を訪問し、センターの周知依頼等を行う。	●市町村の児童扶養手当担当課及び母子保健担当課等を訪問し、センターの周知依頼等を行う。	●市町村の児童扶養手当担当課及び母子保健担当課等を訪問し、センターの周知依頼等を行う。	●市町村の児童扶養手当担当課及び母子保健担当課等を訪問し、センターの周知依頼等を行う。			
202	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	②各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援	●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援	・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	・労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	・民間託児提供事業者と託児サービスの契約を締結した。	・子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。	・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	・労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	雇用労働政策課
・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。					・労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	・民間託児提供事業者と託児サービスの契約を締結した。	・子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。	・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。			
・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。					・労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	・民間託児提供事業者と託児サービスの契約を締結した。	・子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。	・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。			

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
203	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	③ 住宅の確保に向けた支援	●県営住宅の募集時の優先措置等による支援	引き続き、倍率優遇を行っていく。	応募倍率の高い団地については、当選・入居に至らないことがある。	引き続き、倍率優遇を行っている。	応募倍率の高い団地については、当選・入居に至らないことがある。	引き続き、倍率優遇を行っていく。	応募倍率の高い団地については、当選・入居に至らないことがある。	住宅課
204				●DV被害者が県職員住宅を短期利用できるよう、部局間使用の申請を行い、適宜対応する。	特になし。	・R元年度においては、県職員住宅を利用された方はなし。	職員住宅利用が必要な場合、部局間使用協議を行う。	●DV被害者が県職員住宅を短期利用できるよう、部局間使用の申請を行い、適宜対応する。	特になし。	県民生活・男女共同参画課	
205				●入居基準の見直し	・利用ケースが少ない	—	—	●入居基準の見直し	・利用ケースが少ない	女性相談支援センター	
206				●県職員住宅及び県営住宅の短期利用の検討	部局間使用の申請に基づき、いつでも提供できるように職員住宅を3戸(中央地区2戸・幡多地区1戸)を確保する。	県職員住宅に空きがない場合は、希望に添うことができない。	令和元年度下半期実績なし	令和元年度下半期実績なし	部局間使用の申請に基づき、いつでも提供できるように職員住宅を4戸(中央地区2戸・安芸地区1戸・幡多地区1戸)を確保する。	県職員住宅に空きがない場合は、希望に添うことができない。	職員厚生課
207				引き続き、緊急避難先としての提供を行っていく。	高知市内の団地については、定期募集の応募者が多く、DV被害者の希望に対応できていない。	引き続き、緊急避難先としての提供を行っているが、利用されていない。	希望者があり、希望する団地に空き室があれば、緊急避難先として提供する。	引き続き、緊急避難先としての提供を行っていく。	高知市中心部の団地については、定期募集の応募者が多く、DV被害者の希望に対応できていない。	住宅課(県営住宅)	
208				●民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供	●いろいろな不動産業者での住宅の確保	・保証人がいないことにより住居探しに苦勞する場合があります	・不動産業者の協力により、希望する地域での住居を見つけることができた。	・希望と合致する物件が見つかるまで時間を要する。 ・遠隔地での物件探しには限界がある。	●いろいろな不動産業者での住宅の確保	・保証人がいないことにより住居探しに苦勞する場合があります	女性相談支援センター
209				引き続き、情報提供を行っていく。	DV被害者への居住支援に関する民間事業者の理解を深める。	情報提供を実施しているが、活用には至っていない。	—	引き続き、情報提供を行っていく。	DV被害者への居住支援に関する民間事業者の理解を深める。	住宅課	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課又は関係機関		
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等	
210	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	④ 就労に向けた支援	●ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」等との連携によるきめ細やかな就労支援	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	ハローワークやひとり親家庭等就業・自立支援センター等関係機関と連携を図りながら就労支援を実施。	来室したDV被害者に対する相談対応や、必要に応じて関係機関と連携できる体制を整えている	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	県民生活・男女共同参画課	
211					●職業紹介機関への同行による就職先の確保	・期間が限られており、望む職種が少ない	—	—	●職業紹介機関への同行による就職先の確保	・期間が限られており、望む職種が少ない	—	女性相談支援センター
212					●センターに就業相談のため来所した全ての女性に対し応援室を紹介するなど関係機関との連携強化	●実効性のある報告の仕組み等の構築が必要。	●就労相談469件中、高知家の女性しごと応援室への紹介件数は1件であった。相談者に対して、応援室についての周知は実施しているが、相談者が希望しないケースが多かった。	●DV被害者の生活再建に向け、就業面だけでなく、相談者が抱えている種々の問題について丁寧に聞き取り、生活面を含めた総合的な支援を図る必要がある。	●高知家の女性しごと応援室を紹介するなど関係機関との連携強化を継続するとともに、DV被害者の生活再建に向け、総合的な支援を実施していく。	●DV被害者をはじめとして困難を抱えている相談者に継続的な支援を行う体制作りが課題である。	—	児童家庭課
213					・県内1,100社を超える事業所に労働関係情報誌を配布し啓発を実施	・各事業内における従業員等への情報の発信、活用の実効性の確保	・県内約2200の事業所と市町村へ年4回労働関係情報誌を郵送等にて配布し、啓発を実施。DVの相談窓口についても掲載。	—	・県内約2200の事業所と市町村へ年4回労働関係情報誌を郵送等にて配布し、啓発を実施。	・各事業内における従業員等への情報の発信、活用の実効性の確保	—	雇用労働政策課
214					・ファミリー・サポート・センター設置・運営への支援 ・会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施	・会員の確保が必要 ・ニーズが顕在化していない ・病児・病後児への対応	・ファミリー・サポート・センターの開設(仁淀川町4月・四万十市7月) ・子育て支援員研修の実施(15名参加) ・啓発リーフレットの作成・配布 ・テレビCMIによる広報 ・子育てイベント等でのPR	—	・ファミリー・サポート・センター設置・運営への支援 ・会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施 ・保育所・幼稚園等との連携	・会員の確保が必要 ・ニーズが顕在化していない ・病児・病後児への対応	—	県民生活・男女共同参画課
215	●就職活動及び技能習得時の託児支援	●託児サービスのある職業訓練等の情報提供	●託児サービスのある職業訓練と対象者の希望とのミスマッチ	—	—	●託児サービスのある職業訓練等の情報提供	●託児サービスのある職業訓練と対象者の希望とのミスマッチ	—	女性相談支援センター			

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
216	4 DV被害者の自立に向けた支援	重点目標	④就労に向けた支援	●就職活動及び技能習得時の託児支援	・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	・労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	・民間託児提供事業者と託児サービスの契約を締結した。 ・労働局や職業安定所、訓練実施機関とワーキングチーム会議を実施し、情報の周知している。	・子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。	・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	・労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	雇用労働政策課
217					●パソコン講座等における託児支援	講座終了後の就労効果についての検証とニーズの把握	・就労支援パソコン講座を託児付きで実施。 エクセル基礎講座(3日間) エクセル検定対策講座(4日間) ワード基礎講座(3日間) ワード検定対策講座(5日間)	・就労のためのスキルアップにつながる講座は、受講申込が多く、学習意欲も高いが、未就業者よりも就業者の受講が増加傾向にある。	●パソコン講座等における託児支援	講座終了後の就労効果についての検証とニーズの把握	男女共同参画センター「ソレレ」
218	4 DV被害者の自立に向けた支援	重点目標	⑤民間支援団体等による支援の拡充に向けた取組の実施	●DV被害者支援への協力企業や民間支援団体の支援充実に向けた働きかけ	●新たな協力企業、民間支援団体T米の掘りおこし ●現在支援頂いている協力企業や民間支援団体との更なる協力関係の醸成	・被害者のニーズ把握 ・新たな支援に向けた働きかけ →協力企業・団体のリサーチ、交渉	—	・被害者のニーズ把握 ・新たな支援に向けた働きかけ →協力企業・団体のリサーチ、交渉	●新たな協力企業、民間支援団体T米の掘りおこし ●現在支援頂いている協力企業や民間支援団体との更なる協力関係の醸成	・被害者のニーズ把握 ・新たな支援に向けた働きかけ →協力企業・団体のリサーチ、交渉	県民生活・男女共同参画課
219					●協力関係の構築 ●企業等への働きかけ ●フードバンクとの連携	—	・女性保護対策協議会総会へ出席	●協力関係の構築 ●企業等への働きかけ ●フードバンクとの連携	—	女性相談支援センター	
220	4 DV被害者の自立に向けた支援	重点目標	①関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り	●保護命令発令後の安全の確保	●警察との連携による安全の確保	—	・警察との連携による安全の確保	・被害者の安全の確保ができた。	●警察との連携による安全の確保	—	女性相談支援センター
221					・保護命令が発令された直後に加害者に接触した上、発令の事実確認及び指導警告を実施。 ・必要に応じて被害者方の巡回等を実施し、近況を把握。	・審尋に加害者が現れなかった場合、保護命令の発令直後に指導警告を実施することが困難となる。 ・被害者が警察等に相談なく自己都合で保護命令を撤回した場合、早期の安全確保が困難となる。	・保護命令が出された加害者全員に対し、発令事実の確認及び指導警告を実施した。 ・審尋を欠席した加害者に対して、自宅に行く等して、確実に発令事実の確認及び指導警告を実施した。 ・被害者の要望や事案に応じ、被害者方の巡回等を実施した。 ・各種対策により、被害者の安全確保を図った。	・各種対策により、被害者の安全確保が図れた。	・保護命令が発令された直後に加害者に接触した上、発令の事実確認及び指導警告を実施。 ・必要に応じて被害者方の巡回等を実施し、近況を把握。	・審尋に加害者が現れなかった場合、保護命令の発令直後に指導警告を実施することが困難となる。 ・被害者が警察等に相談なく自己都合で保護命令を撤回した場合、早期の安全確保が困難となる。	警察本部 (少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
222	4 DV被害者の自立に向けた支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り	●地域のネットワークの構築による情報共有	●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	8月下旬から9月上旬にかけて、県内5ヶ所で開催。昨年度から引き続き、「市町村内部での連携強化」をテーマに、DV被害者支援担当課以外の関係課や社会福祉協議会にも参加を呼び掛けた。参加者は市町村の他、警察署、福祉保健所、ソーレ、社会福祉協議会。 参加：67機関(うち市町村23、社会福祉協議会6)、91名	昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市間)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後も継続して欲しいとの要望があった。 グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を発表し、情報共有を図った。分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考えていく必要がある。 H30年度と比較して、参加者数、参加機関数とも増加。(H30年度：参加者76名、62機関(うち市町村22))	●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	・参加部署、参加人数を増やすための働きかけ。 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課
223					●要保護児童対策地域協議会等を通じたネットワークづくりと関係機関の連携強化	・地域によって意識の濃淡がある	・要保護児童対策地域協議会等への参加 18回 ・個別ケース検討会議への参加 4回	・それぞれの役割を確認することで、DV被害者への支援のつながりができた。	●要保護児童対策地域協議会等を通じたネットワークづくりと関係機関の連携強化	・地域によって意識の濃淡がある	女性相談支援センター
224					・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	・R元.12.1付けで民生委員・児童委員の一斉改選があるため、新任研修において、DV対策への対応について周知が必要	・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修(1年目、2年目、3年目)を実施した。 1年目(2/4～14 7回) 498名 一DV被害者への対応など、具体的なポイントをまとめた「活動ハンドブック」を活用 2年目(11/13) 40名 一傾聴技法を学ぶ 3年目(8/2) 47名 一児童虐待など様々な地域課題について学ぶ	・民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっていることから、それぞれの状況に応じた対応について、わかりやすく示していく必要がある。	・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	・人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。	地域福祉政策課

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
225	4 DV被害者の自立に向けた支援	安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	①関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り	●地域のネットワークの構築による情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ■各市町村において総合的なソーシャルワーク、関係機関での密な情報連携を行う体制を整えるため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた各市町村との協議を行う。 ■各市町村における見守り支援体制の充実に向け、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の活用を働き掛ける。 ■市町村による民生委員・児童委員の活用促進に向けた取り組み(理解促進のための研修等)を働き掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の役割について十分な理解が進んでいないことに加え、小規模な自治体を中心に専門職員の人材確保が困難であることから、支援拠点の設置が進んでいない。 ・出生数の少なさや、養育支援を実施できる人材・委託先の不足により、事業の活用が進んでいない。 ・民生委員・児童委員の役割(平日夜間や休日の見守り、生活状況の確認等)に期待しているものの、情報漏えい等の不安から活用が進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村を訪問し、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた現状や課題について協議を行うとともに、設置に向けた方策について助言を行った。また、母子保健担当部署を交えて連携等についての聞き取りを実施した(R1.5～11月、計34市町村)。 ・要保護児童対策地域協議会調整機関において民生委員・児童委員との連携等を行う児童虐待防止対策コーディネーターを11市町村に配置した(県単独の交付金を活用)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の訪問・協議により令和2年度から新たに3市で設置されることとなったが、人口規模の小さな自治体では専門職員の確保が困難であること等から設置の動きが進んでいない。 ・民生委員・児童委員の活用について、研修会等の機会を通じて引き続き市町村に働き掛けていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組む市町村に対して県単独の交付金を交付するほか、国補助金の活用も働き掛け、設置に向けた支援を行う。 ・民生委員・児童委員の活用について、研修会等の機会を通じて引き続き市町村に働き掛けていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模の小さな自治体単独で子ども家庭総合支援拠点を運営するためには人材や財源の確保が困難 ・交付金の活用自治体拡大に向けた周知及び財源確保 	児童家庭課
226					<ul style="list-style-type: none"> ■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長会(4月19日臨時開催(61名参加))で以下を説明し、徹底を図っている。①民生委員・児童委員を支援スタッフとして積極的に協力を求める②協力を求める場合は、具体的にその内容を民生委員・児童委員に直接伝えること。③個人情報を含め、業務上知り得た情報は第三者に漏らさないこと等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケース検討会議等への民生委員・児童委員の積極的な参加が行われつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る 	児童家庭課(児童相談所)
227					<ul style="list-style-type: none"> ●ここから東部ネットワーク会議、要保護児童地域対策協議会等で連携を図る。(安芸) ●機会あるごとに情報共有に努めていく。(中央東) ●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を図る(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図る(須崎) ●DV関係機関ネットワーク会議や通常業務を通じて市町村等関係機関との連携促進(幡多) 	<ul style="list-style-type: none"> ●連携が難しく、主体的に対応することが弱い市町村はある。(安芸) ●継続して関係づくりを行っていく。(中央東) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関以外との連携及び情報共有を図ることは困難である。(須崎) 	<ul style="list-style-type: none"> ●実績なし。(安芸) ●要保護児童地域対策協議会の関係会議等に出席し構成機関との連携及び情報共有を図っている。(中央東) ●市町村や関係機関とのケース会に参加し、情報の共有化を図った。(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有に努めた。(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加(幡多) 	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童地域対策協議会でのネットワーク構築を深めることができた。(須崎) ●関係機関の役割や対応状況の相互理解が促進した(幡多・中央東) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ここから東部ネットワーク会議、要保護児童地域対策協議会等で連携を図る。(安芸) ●DVやDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を図る(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図る(須崎・中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会を通じて市町村等関係機関との連携促進(幡多) 	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童地域対策協議会の構成機関以外との連携及び情報共有を図ることは困難である。(須崎) 	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関		
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等	
228	4 DV被害者の自立に向けた支援	①関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	●地域のネットワークの構築による情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を11市に拡充する。 ・SC等研修講座の開催(年6回) ・SC、SSWによる合同研修会の開催(6ブロック) ・SCに対するスーパーバイズの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SC配置拡充のための予算確保 ・SCの専門性の向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCを全ての公立小、中、義務教育、高、特支学校に配置した。また、アウトリーチ型SCを11市の支援センターに配置した。 ・SC等研修講座(6/2、7/7、10/20、11/10、12/15、1/19) ・相談支援体制の充実に向けた連絡協議会(8/19、21) ・SCスーパーバイズの実施(随時) ・研修会やスーパーバイズの実施により、SCの対応力が向上している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCの配置拡充により、児童生徒への支援体制の充実が図られた。 ・SCの専門性が向上し、より的確な支援ができるようになった。 ・勤務経験の浅いSCの支援力向上に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を13市町に拡充する。 ・SC等研修講座の開催(年6回) ・SC、SSWによる合同研修会の開催(2ブロックで開催) ・SCに対するスーパーバイズの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SCの配置拡充のための予算確保 ・SCの専門性の向上を図る必要がある。 	人権教育・児童生徒課		
229				②安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	●住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・DV関係機関連絡会議への積極的な参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県女性保護対策協議会理事会(6/5)、令和元年度DV被害者支援連絡会議(5/28)、令和元年度第1回こち男女共同参画会議(8/28)、令和元年度DV関係機関連絡会議(8/21～9/5)、DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会(12/2)、令和元年度第2回こち男女共同参画会議(1/22)へ参加した。 ・各種会合への参加により、関係機関との連携を強化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会合への参加による関係機関との連携を強化により、地域のネットワーク構築が図れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV関係機関連絡会議への積極的な参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。 	警察本部(少年女性安全対策課)
230				③関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	●住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・今後これまでの取り組みに引き続き、県内各ブロックの戸籍・住民基本台帳事務におけるDV支援対象者への対応・連携等について情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで各市町から加害者に支援者の情報が漏れたという報告はなく、問題なく対応がされていると思われるが、DV被害者に係る住民基本台帳の事務については、慎重に行う必要があり、実務において判断に悩む事例があることから、今後も各市町において支援対象者の住所等の情報が、なりすましによって加害者に知られることのないよう、市町村窓口担当者に対して周知を継続していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各ブロックの戸籍・住民基本台帳議会や各市町村へのメール等で、住民基本台帳事務におけるDV支援対象者への対応・連携等について情報提供を行った。 ・これまで行ってきた周知の結果、事務処理要領等に基づき制度が適切に運用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者の情報が漏れたという報告はなく、適切に運用・対応がなされていると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後これまでの取り組みに引き続き、戸籍・住民基本台帳議会や各市町村へのメール等で制度の趣旨及び留意点等の周知に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで各市町から加害者に支援者の情報がもれたという報告はなく、問題なく対応がされていると思われるが、DV被害者に係る住民基本台帳の事務については、慎重に行う必要があり、実務において判断に悩む事例があることから、今後も各市町において支援対象者の住所等の情報が、なりすましによって加害者に知られることのないよう、市町村窓口担当者に対して周知を継続していく。 	市町村振興課
231			<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知 ・R元.12.1付けで民生委員・児童委員の一斉改選があるため、新任研修において、DV対策への対応について周知が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修(1年目、2年目、3年目)を実施した。 1年目(2/4～14 7回) 498名 <ul style="list-style-type: none"> →DV被害者への対応など、具体的なポイントをまとめた「活動ハンドブック」を活用 2年目(11/13) 40名 <ul style="list-style-type: none"> →傾聴技法を学ぶ 3年目(8/2) 47名 <ul style="list-style-type: none"> →児童虐待など様々な地域課題について学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっていることから、それぞれの状況に応じた対応について、わかりやすく示していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。 	地域福祉政策課			

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
232	4 DV被害者の自立に向けた支援	(2)安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	①関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	個別ケース検討会議等への民生委員・児童委員の積極的な参加が行われつつある。	要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る	児童家庭課(児童相談所)	
233				要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携	要保護児童対策地域協議会に参加し、情報を把握に努める。 ・事案に応じて迅速に関係機関との連携を図る。	児童虐待に対して、学校と関係機関の連携を強化するよう校内研修の充実を図るなど啓発等を継続する必要がある。	要保護児童対策協議会に参加し、情報を収集に努めた。	支援が必要な児童生徒の情報の収集ができた。	要保護児童に関する情報収集を継続するとともに事案に応じて他の関係機関との連携を図る。	要保護児童に関する情報収集の方法を見直し、効率よく対応できるように検討する必要がある。	人権教育・児童生徒課
234				●必要時、児童相談所等と連携し育児支援を行う。(安芸) ●関係機関との協力を継続していく。(中央東) ●個別検討会等により各担当間での情報の共有化を図り、必要な育児支援を行う(中央西) ●必要時、児童相談所等と連携し育児支援を実施する(須崎) ●必要時、児童相談所等と連携し育児支援を実施する(幡多)	●虐待が発生していない事例は、児童相談所と連携するかは、各組織で判断が異なる。(安芸) ●育児支援に関わる機関の具体的な役割や人員配置など明確化する必要がある(須崎)	●DVの実績はなし。ただし、DVの恐れがある児童虐待事例の家族支援において、情報共有し、見守りはしている。(安芸) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関として個別支援検討会等に出席し必要に応じて育児支援に関する提案等を行っている。(中央東) ●市町村の行うケース会に参加した。(中央西) ●DV事例(1事例)に、被害者支援の自立を意識して母子生活支援施設の入所と育児支援を実施(須崎)。	●DVの恐れがある児童虐待事例の家族支援において、情報共有し、見守りはしている。(安芸) ●支援する関係機関の方向性の統一が必要。(中央西) ●育児にも視点においた支援ができた。(須崎・中央東)	●ここから東部ネットワーク会議、要保護児童地域対策協議会等で連携を図る。(安芸) ●個別検討会等により各担当間での情報の共有化を図り、必要な育児支援を行う(中央西) ●必要時、児童相談所等と連携し育児支援を実施する。(須崎・中央東)	●育児支援に関わる機関の具体的な役割や人員配置など明確化する必要がある。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)	
235	●児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面前DVによる子どもへの心理的影響について研修を行う予定。	●配偶者暴力相談支援センターの職員が実践に生かせる研修内容とすること。	●児童相談所職員が講師となり、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、児童相談所の業務や面前DVによる子どもへの心理的影響等について研修を実施した。(R2.1.29、15人参加)	●研修の実施により情報共有及び連携の体制が強化されている。	●児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面前DV等による子どもへの心理的影響について継続的に研修を行う予定。	●配偶者暴力相談支援センターの職員が実践に生かせる研修内容とすること。	児童家庭課(児童相談所)				

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	
236	4 DV被害者の自立に向けた支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関との連携による被害者の情報共有と見守り ② 被害者及び子どもたちの心身の回復の支援	●関係機関との連携による面会交流における支援の検討	●面会交流にかかるDV被害者のニーズに対して、関係機関と連携して適切な支援が行える	●対応事例がないため、支援に関する情報が不足している	●対応事例無し。	●面会交流にかかるDV被害者のニーズに対して、関係機関と連携して適切な支援が行える	●支援に関する情報を収集する。	県民生活・男女共同参画課
237				●ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの弁護士、司法書士による相談対応を行う。 ●DV被害者が相談しやすい配偶者暴力支援センターにおける女性弁護士による法律相談の周知等関係機関との緊密な連携体制を構築する。	●相談者がDV被害者である場合においてその事実を把握できるかどうかは、当該相談者の意思の尊重が前提に置かれてなければならないと考えられる。 したがって、DV被害者である相談者の把握は困難である。	事例なし	事例なし	●ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの弁護士、司法書士による相談対応を行う。 ●DV被害者が相談しやすい配偶者暴力支援センターにおける女性弁護士による法律相談の周知等関係機関との緊密な連携体制を構築する。	●相談者がDV被害者である場合においてその事実を把握できるかどうかは、当該相談者の意思の尊重が前提に置かれてなければならないと考えられる。 したがって、DV被害者である相談者の把握は困難である。	児童家庭課
238				●支援が必要な事例があれば、市町村等の関係機関と連携し、子どもの成長を見守る。(安芸) ●関係機関との協力を継続していく。(中央東) ●個別検討会等により関係機関の情報の共有を図り、見守りの体制をサポートする(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図り、子どもの心身の状況を確認し助言支援する(須崎) ●市町村、児相等と連携し、子どもの成長発達の見守りを実施(幡多)	●事例に必要な関係機関が連携し、支援していく。(安芸) ●子どもの心身の成長の見守りに関わる機関の具体的な役割や人員配置など明確化していく必要がある(須崎)	●実績なし。(安芸) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関として個別支援検討会等に出席し、子どもの健やかな成長に関する提案等を行っている。(中央東) ●市町村の実施するケース会に参加し検討を行った。(中央西) ●DV相談窓口が市町村となり相談事例は少ないが、必要に応じて市町村と連携した(須崎) ●事案なし(幡多)	●関係機関と一緒に子どもの見守り体制について検討できた。(中央西・中央東) ●要保護児童地域対策協議会等でDVの被害者に対し、子どもの心身状況確認し助言支援することの再確認をした。(須崎)	●支援が必要な事例があれば、市町村等の関係機関と連携し、子どもの成長を見守る。(安芸) ●個別検討会等により関係機関の情報の共有化を図り、見守りの体制をサポートする(中央西・中央東) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図り、子どもの心身の状況を確認し助言支援する(須崎) ●必要時に市町村や児相等と連携し、子どもの成長発達の見守りを実施する(幡多)	●子どもの心身の成長の見守りに関わる機関の具体的な役割や人員配置など明確化していく必要がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
239	●要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る	●全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長会(4月19日臨時開催(61名参加))で以下を説明し、徹底を図っている。 ①民生委員・児童委員を支援スタッフとして積極的に協力を求める ②協力を求める場合は、具体的にその内容を民生委員・児童委員に直接つたえること。 ③個人情報を含め、業務上知り得た情報は第三者に漏らさないこと等。	●個別ケース検討会議等への民生委員・児童委員の積極的な参加が行われつつある。	●要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る	児童家庭課(児童相談所)			

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
240	4 DV被害者の自立に向けた支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	② 被害者及び子どもの心身の回復の支援	●関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・実施園との事前・事後の連絡・相談及び市町村担当課との連携を密にすることにより、支援内容の充実を図る。また、ブロック別研修支援においては地域におけるミドルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。 ・親育ち支援啓発事業における保護者研修や保育者研修の拡充に向け、継続的に園や市町村への研修の実施を呼びかける。 ・園内で組織的計画的な親育ち支援が行われるよう、親育ち支援担当者の位置付けを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・各園の研修テーマや要望に合わせた園内研修支援を実施するとともに、ブロック別研修支援においては担当主事が継続支援することで、園の課題や状況に応じた研修等につながっている。 ・保護者研修に参加していない保護者については、保育者に研修等で意識付けしていくことで、お便りなどでの伝達等、研修内容が広がられている。 ・親育ち支援担当者の位置付けが進むことで、園内での役割が明確になり、チームとして取り組むためのしくみが進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施園との事前・事後の連絡及び市町村担当課との連携を密にすることにより、支援内容の充実を図る。また、ブロック別研修支援においては地域におけるミドルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。 ・親育ち支援啓発事業における保護者研修や保育者研修の拡充に向け、継続的に園や市町村への研修の実施を呼びかける。 ・園内で組織的計画的な親育ち支援が行われるよう、親育ち支援担当者の役割を具体的に明確に提示しながら、さらなる担当者の位置付けを推進するとともに、園務分掌での位置付けを進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた質の高い教育・保育の実施に向け、高知県教育・保育の質向上ガイドライン等を活用した研修支援を行う必要がある。 ・親育ち支援担当者の役割を認識してもらうためのさらなる働きかけが必要である。 	幼保支援課	
241				●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を11市に拡充する。 ・SC等研修講座の開催(年6回) ・SC、SSWによる合同研修会の開催(2ブロック) ・SCに対するスーパーバイズの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SC配置拡充のための予算確保 ・SCの専門性の向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCを全ての公立小、中、義務教育、特支学校に配置した。また、アウトリーチ型SCを11市の支援センターに配置した。 ・SC等研修講座(6/2、7/7、10/20、11/10、12/15、1/19) ・相談支援体制の充実に向けた連絡協議会(8/19、21) ・SCスーパーバイズの実施(随時) ・研修会やスーパーバイズの実施により、SCの対応力が向上している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCの配置拡充により、児童生徒への支援体制の充実が図られた。 ・SCの専門性が向上し、よりの確かな支援ができるようになった。 ・勤務経験の浅いSCの支援力向上に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を13市町に拡充する。 ・SC等研修講座の開催(年6回) ・SC、SSWによる合同研修会の開催(2ブロックで開催) ・SCに対するスーパーバイズの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SCの配置拡充のための予算確保 ・SCの専門性の向上を図る必要がある。 	人権教育・児童生徒課

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	
242	4 DV被害者の自立に向けた支援	②被害者及び子どもの心身の回復の支援	●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実	●養護教諭初任者研修の実施 ●養護教諭悉皆研修の実施 ●スクールヘルスリーダーを経験の浅い養護教諭の配置校へ派遣するために、現職養護教諭にも制度を周知する ●スクールヘルスリーダーを確保するため、退職養護教諭向けに希望調査を実施	●スクールヘルスリーダーの確保	●退職養護教諭向けに希望調査を実施(9月)。 ●スクールヘルスリーダーを経験の浅い養護教諭配置の9校へ派遣。	●養護教諭の世代交代により経験の浅い養護教諭配置校が増加しているが、それら全ての学校にスクールヘルスリーダーを派遣することができていない。	●養護教諭初任者研修の実施。 ●研修会などの機会を通じて、現職養護教諭にスクールヘルスリーダー派遣、事業制度の周知を図る。 ●スクールヘルスリーダーを確保するため、退職養護教諭向けに希望調査を実施。	●スクールヘルスリーダーの確保	保健体育課
243			●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケアの充実	●必要な事例があった場合は、スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等と連携し支援する(安芸) ●関係機関との協力を継続していく。(中央東) ●スクールソーシャルワーカーや市町村職員等との情報共有を通じた必要なケアを把握しケアの充実に向けた市町村への助言、及び支援をする。(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の機会を通じ、スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等に助言支援する(須崎)	●家庭等でのケアに関わる機関の具体的な役割など確認していく必要がある(須崎)	●実績なし。(安芸) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関として個別支援検討会等に出席し、子どもの健やかな成長に向けて協議ができるよう、提案を行っている。(中央東) ●市町村の行うケース会に参加。スクールソーシャルワーカーや市町村職員と支援の方向性を把握した。(中央西) ●母子事例の直接窓口が市町村のため市町から相談があった場合に連携して対応した。(須崎)	●市町村等関係機関との連携ができた(中央西・中央東) ●要保護児童地域対策協議会等で被害がある場合スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等に適切な助言支援することが必要と再確認した。(須崎)	●必要な事例があった場合は、スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等と連携し支援する。(安芸) ●スクールソーシャルワーカーや市町村職員等との情報共有を通じた必要なケアを把握しケアの充実に向けた市町村への助言、及び支援を行う。(中央西・中央東) ●要保護児童地域対策協議会の機会を通じ、スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等に助言支援する。(須崎)	●家庭等でのケアに関わる機関の具体的な役割など確認していく必要がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
244			●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討
245	●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
246			②被害者及び子どもを中心とした回復的支援	●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	●県内各地で支援を行う民間支援団体等との連携	・支援団体等が限られている	・民間支援団体主催の行事参加への働きかけを行ったり、同行して、居場所づくりを進めた。	・被害者の自立支援に役立った。	●県内各地で支援を行う民間支援団体等との連携	・支援団体等が限られている	女性相談支援センター
247	4 DV被害者の自立に向けた支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	③ 地域での居場所づくり	●あったかふれあいセンター等との連携	・あったかふれあいセンター職員研修の継続(ゲートキーパー機能の充実強化及び利用者データ研修の実施)	・人材育成研修の継続	・多様な利用者ニーズに対応するため、あったかふれあいセンター職員等を対象とした研修を実施した。 コーディネーター研修(6/4) 41名 スタッフ研修(6/18,19,26) 42名 テーマ別研修(10/30) 56名 フォローアップ研修(1/24,30) 28名	・ゲートキーパーとしての役割の機能強化に向けて、利用者の支援ニーズの把握や関係機関に適切につなぐスキルアップが必要	・あったかふれあいセンター職員研修の継続	・人材育成研修の継続	地域福祉政策課
248				●あったかふれあいセンター等との連携	市町村、地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待対応研修を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解促進	高齢者虐待防止研修会の実施 ・市町村対象:R元.7月 66名	高齢者の虐待防止に向け、課題への取り組みに関する知識や理解を深めることができた。	市町村、地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待対応研修を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解促進	高齢者福祉課
249				●隣保館を定期的に訪問し、DVIに関する相談の有無や対応状況を聞き取る。 ●隣保館職員等研修事業を委託し、DVIに関する研修を行う。	・隣保館職員は短いサイクルで異動するため、短期間で専門的知識を習得する必要がある。 ・隣保館職員等からの要望をもとに、資質の向上を図るための研修等が必要。	R元年度は9館を訪問しDVIに関する相談件数は計9件で、女性相談支援センターや警察等の関係機関につながっている。 また、住宅や生活用品を提供するケースもあった。	・DVIに関して、緊急性のある案件は直接、警察に相談することが多いと思われるが、生活相談等の背景にDVがある場合も考えられるので、引き続き、専門機関との連携を強化していく必要がある。	●隣保館を定期的に訪問し、DVIに関する相談の有無や対応状況を聞き取る。 ●隣保館職員等研修事業を委託し、DVIに関する研修を行う。	・隣保館職員は短いサイクルで異動するため、短期間で専門的知識を習得する必要がある。 ・隣保館職員等からの要望をもとに、資質の向上を図るための研修等が必要。	人権課	
250				●民間支援団体との連携による居場所づくり【一部再掲】	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	・交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	民間シェルター運営費補助実施の交付決定 -1か所 1,000千円	・民間シェルターとの役割分担や、支援の在り方についての検討が必要。そのためにも、民間シェルターの活動内容の詳細(誰に、何を、いつ、どの程度行ったか等)を把握する必要がある。	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	・交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】													
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)		次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等			
251	4 DV被害者の自立に向けた支援	③地域での居場所づくり	●民間支援団体との連携による居場所づくり【一部再掲】	●県内各地で支援を行う民間支援団体等との連携	・支援団体等が限られている	・民間支援団体主催の行事参加への働きかけを行ったり、同行して、居場所づくりを進めた。	・被害者の自立支援に役立った。	●県内各地で支援を行う民間支援団体等との連携	・支援団体等が限られている			女性相談支援センター	
252			●市町村基本計画の策定と取組の推進	市町村の戸別訪問を強化し、計画の必要性等を説明	市町村における男女共同参画の取り組みの優先度を上げる働きかけ	・男女共同参画計画の策定働きかけ ・男女共同参画計画策定委員会参加による計画策定支援 ・男女共同参画計画改訂中(1村) ・男女共同参画計画策定中(2市町)	・男女共同参画の専任部署がない市町村もあり、計画策定の優先度が低い ・計画の継続予定のない状態が続く市町があり、今後も計画策定の働きかけが必要	市町村の戸別訪問を強化し、計画の必要性等を説明	市町村における男女共同参画の取り組みの優先度を上げる働きかけを行う			県民生活・男女共同参画課	
253	5 地域における取り組みの推進	(1) 地域での見守り体制づくり	●広報紙等を活用した意識啓発及び窓口等周知実施の働きかけ【一部1(2)②再掲】	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/12) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・高知城パープルライトアップ ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所)	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年での広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。		県民生活・男女共同参画課		
254			●市町村役場の関係部署間の連携強化の促進にむけての働きかけ【2(2)③再掲】	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる。 ・町村の職員体制	・ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図った。 ・グループ討議等 ・市町村内の各関係部署間の早期の連携強化への働きかけを行った。	・関係機関によるグループ討議で、互いの役割や連携について確認できた。	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる。 ・市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ			県民生活・男女共同参画課	
255			●市町村役場の関係部署間の連携強化の促進にむけての働きかけ【2(2)③再掲】	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる。 ・町村の職員体制	・ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図った。 ・グループ討議等 ・市町村内の各関係部署間の早期の連携強化への働きかけを行った。	・関係機関によるグループ討議で、互いの役割や連携について確認できた。	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる。 ・町村の職員体制			女性相談支援センター	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
256	5地域における取り組みの推進	(1)地域での見守り体制づくり	①市町村の取組強化にむけての働きかけ、市町村との連携強化	●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有【2(2)③再掲】	●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	・DV相談の多寡の違いによる意識の違い	・DV被害者サポートブックの見直し・配布 ・DV被害者サポートブックを活用した研修の実施 ブロック会での研修 5カ所	・市町村相談窓口等で活用され、DV被害者からの相談対応に役立った。	●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	・DV相談の多寡の違いによる意識の違い	女性相談支援センター
257				●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	・DV相談の多寡の違いによる意識の違い	・DV被害者サポートブックの見直し・配布 ・DV被害者サポートブックを活用した研修の実施 ブロック会での研修 5カ所	・市町村相談窓口等で活用され、DV被害者からの相談対応に役立った。 ・女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。	●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	・DV相談の多寡の違いによる意識の違い	女性相談支援センター	
258				●相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供【2(2)③再掲】	・相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	・スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	・相談員スキルアップ研修(3回)を実施した。 ①相談の中の母娘関係 ②生きづらさを抱えた相談者への対応 ③DV・性被害者への対応 ・延べ121名の参加があり、意識の向上や情報提供・交換、交流が図られた。	・相談員の意識向上や情報の提供・交換、各方面の相談機関の連携強化のために研修や交流を継続していくとともに、研修内容のニーズ把握や充実に図る。	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	・スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	男女共同参画センター「ソーレ」
259				●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	・センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っているが、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	相談窓口等職員に対する研修は実施していない。	・センターの研修は、一般県民や企業等の人権担当者向けであり、特定の相談窓口職員のための専門的な研修は実施していない。	●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	・センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っているが、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	人権啓発センター	
260				●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催【1(1)①再掲】	●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	8月下旬から9月上旬にかけて、県内5ヶ所で開催。昨年度から引き続き、「市町村内部での連携強化」をテーマに、DV被害者支援担当課以外の関係課や社会福祉協議会にも参加を呼び掛けた。参加者は市町村の他、警察署、福祉保健所、ソーレ、社会福祉協議会。 参加：67機関(うち市町村23、社会福祉協議会6)、91名	昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市間)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後も継続して欲しいとの要望があった。グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を公表し、情報共有を図った。分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考えていく必要がある。 H30年度と比較して、参加者数、参加機関数とも増加。(H30年度：参加者76名、62機関(うち市町村22))	●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	・参加部署、参加人数を増やすための働きかけ。 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課又は関係機関		
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等	
261	5地域における取り組みの推進	(1)地域での見守り体制づくり	②関係機関との連携強化に向けた取組	●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催【1(1)①再掲】	●ブロック別DV関係機関連絡会議を通じ、DV防止や被害者支援のための関係機関と情報交換・連携強化	市町村担当者の異動による知識、経験の蓄積の困難さ	●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催 5ヶ所 DV被害者サポートブックの説明 DV講座 グループ討議	●関係機関と情報交換・連携強化が図られた。	●ブロック別DV関係機関連絡会議を通じ、DV防止や被害者支援のための関係機関と情報交換・連携強化	市町村担当者の異動による知識、経験の蓄積の困難さ	女性相談支援センター	
262					●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加を継続し、関係機関と情報共有し、連携を促進する。(安芸) ●ブロック別DV関係機関連絡会議への参加(中央西) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との連携を図る。(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、地域関係機関との連携を促進する。(幡多) ●ブロック別DV関係機関連絡会議等に参加し、関係機関との連携を強化する。(中央東)	●ブロック別DV研修会の日程により参加できないことがあると関係機関との連携については、普段の顔の見え関係性のなかで連携する必要がある。(須崎)	●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、情報共有し、相互理解が深まった。(安芸) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に職員が7名が参加(中央東) ●8/26中央西ブロック関係機関連絡会に参加。(中央西) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加した(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加(幡多)	●市町村福祉サービスや相談対応方法の情報共有ができ、連携しやすくなった。(安芸) ●DVに関する現状や課題等について関係機関と意見交換しDV被害者への支援を連携して行うこと等の重要性を認識できた。(中央東) ●市町村や警察署の取組や連携、DVの状況を把握、現状を共有できた。(中央西) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し連携をもつことができた(須崎) ●関係機関の役割や対応状況の相互理解が促進した(幡多)	●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加を継続し、関係機関と情報共有し、連携を促進する。(安芸) ●ブロック別DV関係機関連絡会に参加し、DVの実態や関係機関の取組を把握し必要時連絡を図る。(中央西・中央東) ●ブロック別DV研修会の日程により参加できない場合の関係機関との連携は、通常業務を通じて連携する必要がある。(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との連携を促進する(幡多)	●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との連携を図る。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)	
263						●DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	●高知県女性保護対策協議会理事会(8/5)、令和元年度DV被害者支援連絡会議(5/28)、令和元年度第1回こうち男女共同参画会議(8/28)、令和元年度DV関係機関連絡会議(8/21~9/5)、DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門者研修会(12/2)、令和元年度第2回こうち男女共同参画会議(1/22)へ参加した。 ●各種会合への参加により、関係機関との連携を強化を図った。	●他機関と情報共有を行い、連携強化が図られた。	●DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	警察本部(少年女性安全対策課)
264		(2)地域における早期発見、通報及び相談体制づくり			①関係機関との連携強化に向けた取組	●地域における企業、関係機関・団体、者との連携強化・理解促進のための取組の実施【2(1)②再掲】	●女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	ハローワークやひとり親家庭等就業・自立支援センター等関係機関と連携を図りながら就労支援を実施。	来室したDV被害者に対する相談対応や、必要に応じて関係機関と連携できる体制を整えている	●女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし
265					●関係相談機関等の会議、研修会等を通じたDV防止の啓発等の実施	—	●こうちセーフティネット連絡会、自殺対策関係機関連絡調整会議への参加	●DV防止に向けた広報・啓発及びDV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼ができた。	●関係相談機関等の会議、研修会等を通じたDV防止の啓発等の実施	—	女性相談支援センター	

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	
266	5地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	①関係機関との連携強化に向けた取組	●地域における企業、関係機関・団体、者との連携強化・理解促進のための取組の実施【2(1)②再掲】	●要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る	●全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長会(4月19日臨時開催(61名参加))で以下を説明し、徹底を図っている。 ①民生委員・児童委員を支援スタッフとして積極的に協力を求める ②協力を求める場合は、具体的にその内容を民生委員・児童委員に直接伝えること。 ③個人情報を含め、業務上知り得た情報は第三者に漏らさないこと等。	●個別ケース検討会議等への民生委員・児童委員の積極的な参加が行われつつある。	●要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る	児童家庭課(児童相談所)
267				●民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	●R元.12.1付けで民生委員・児童委員の一斉改選があるため、新任研修において、DV対策への対応について周知が必要	●新任の民生委員・児童委員を対象とした研修(1年目、2年目、3年目)を実施した。 1年目(2/4~14 7回) 498名 一DV被害者への対応など、具体的なポイントをまとめた「活動ハンドブック」を活用 2年目(11/13) 40名 一傾聴技法を学ぶ 3年目(8/2) 47名 一児童虐待など様々な地域課題について学ぶ	●民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっていることから、それぞれの状況に応じた対応について、わかりやすく示していく必要がある。	●民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	●人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。	地域福祉政策課
268				圏域別の意見交換会を継続的に実施し、情報共有を行う。	●市町村と弁護士等の専門職団体など、高齢者に関わる関係機関との継続的な連携が必要	●圏域別権利擁護意見交換会の実施5回 安芸圏域 26名 中央東圏域 35名 中央西圏域 17名 高幡圏域 17名 幡多圏域 21名 計116名	-	●圏域別の意見交換会を継続的に実施し、情報共有を行う。	●市町村と弁護士等の専門職団体など、高齢者に関わる関係機関との継続的な連携が必要	高齢者福祉課
269				●研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施及び【行政】12/20(金) 22名【施設】※管理者・施設長及びリーダー研修は高齢者施設従事者と合同で開催 ・管理者・施設長 ①9/24(火) 85名 ②10/21(月) 118名 ・リーダー 12/2(月)、1/8(水) 131名 ・中堅 8/27(火) 102名	●障害者の権利擁護に併せてDV防止に関する理解が深まっている。	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
270	5 地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	(2) 地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	① 関係機関との連携強化に向けた取組	●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援【4(1)②再掲】	●個別ケースに応じた市町村等との調整と被害者への情報提供	—	●アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	●生活の再建につながった。	●個別ケースに応じた市町村等との調整と被害者への情報提供	—	女性相談支援センター
271					●被害者の生活再建のために必要な、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用ができるよう市町村との連携を行う。(安芸) ●必要な制度について情報提供を行い、必要なサービスの利用ができるよう支援者間での情報共有によりアセスメントを行い、必要なサービスにつなげる(中央西) ●相談時、福祉保健所内で各課と状況共有し、生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を行う(須崎) ●関連部署への情報提供、連携の継続(幡多)	●DV被害者支援については、所属で対応マニュアル等なく、今後対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり(須崎)	●実績なし。(安芸) ●DV被害者への対応に備えて所内では生活保護担当と母子児童担当が必要に応じて情報共有し市町村支援を行っている。(中央東) ●母子生活支援施設の入所についての相談あり。アセスメントを行い、支援を実施した。(中央西) ●福祉保健所内で各課が相談対応事例をDVの危険性がないかの視点で情報共有に努めた(須崎)。 ●事案なし(幡多)	●市町村と一緒に本人の将来のことを視野に入れた対応ができた。(中央西) ●福祉保健所内の各課との情報共有をすることができた。(須崎・中央東)	●相談に応じて被害者の生活再建のために必要な、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用がスムーズにできるよう市町村との連携を行う。(安芸) ●必要な制度の情報提供やサービスの窓口につなげるなどの支援を行う(中央東) ●必要な制度について情報提供を行う。支援者間での情報共有によるアセスメントを行い、必要なサービスにつなげる。(中央西) ●相談時、福祉保健所内で各課と状況共有し、生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を行う(須崎)。	●適切な支援や情報提供ができる支援者の資質向上が必要。(中央西) ●DV被害者支援については、所属で対応マニュアル等なく、今後対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり(須崎)。	健康長寿政策課(福祉保健所)
272					●児童扶養手当等ひとり親家庭に対する各支援施策に係る課ホームページの掲載内容の充実等により広報の強化を図る。 ●児童扶養手当に係る現況届の機会を活用した相談窓口等の周知を行う。	●必要な情報が届いていないひとり親の人数等の把握が困難であること。	●児童扶養手当等ひとり親家庭に対する各支援施策に係る課ホームページの掲載内容の充実等により広報の強化を図った。 ●児童扶養手当に係る現況届の機会を活用した相談窓口等の周知を行った。 ●市町村の児童扶養手当担当課及び母子保健担当課等を訪問し、センターの周知依頼等を行った。	●課ホームページの掲載内容については大幅な充実を図ったため、当面は現在の掲載内容で適当。フェイスブックによる母子父子支援団体のビジュアル等を継続的に行っていくことで、ひとり親家庭支援における民間活力の活性化が期待できると考える。	●児童扶養手当等ひとり親家庭に対する各支援施策についてSNS等により広報の強化を図る。 ●児童扶養手当に係る現況届の機会を活用した相談窓口等の周知を行う。 ●市町村の児童扶養手当担当課及び母子保健担当課等を訪問し、センターの周知依頼等を行う。	●必要な情報が届いていないひとり親の人数等の把握が困難であること。	児童家庭課

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
273				<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援【4(1)②再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間託児提供事業者と託児サービスの契約を締結した。 ・労働局や職業安定所、訓練実施機関とワーキングチーム会議を実施し、情報の周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。 	雇用労働政策課
274	5地域における取り組みの推進	(3)地域における自立に向けた支援の取組	①生活再建に向けた見守り支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のネットワークの構築による情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会、ブロック会議を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割、目的の整理 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・8月下旬から9月上旬にかけて、県内5ヶ所でブロック会を開催。昨年度から引き続き、「市町村内部での連携強化」をテーマに、DV被害者支援担当課以外の関係課や社会福祉協議会にも参加を呼び掛けた。参加者は市町村の他、警察署、福祉保健所、ソール、社会福祉協議会。 参加：67機関(うち市町村23、社会福祉協議会6)、91名 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市間)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後も継続して欲しいとの要望があった。 グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を発表し、情報共有を図った。分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考えていく必要がある。 H30年度と比較して、参加者数、参加機関数とも増加。(H30年度：参加者76名、62機関(うち市町村22)) 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会、ブロック会議を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加部署、参加人数を増やすための働きかけ。 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。 	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
275	5地域における取り組みの推進	(3)地域における自立に向けた支援の取組	①生活再建に向けた見守り支援	●地域のネットワークの構築による情報共有	●要保護児童対策地域協議会等を通じたネットワークづくりと関係機関の連携強化	・地域によって意識の濃淡がある	・要保護児童対策地域協議会等への参加 18回 ・個別ケース検討会議への参加 4回	・それぞれの役割を確認することで、DV被害者への支援のつながりができた。	●要保護児童対策地域協議会等を通じたネットワークづくりと関係機関の連携強化	・地域によって意識の濃淡がある	女性相談支援センター
276					・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	・R元.12.1付けで民生委員・児童委員の一斉改選があるため、新任研修において、DV対策への対応について周知が必要	・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修(1年目、2年目、3年目)を実施した。 1年目(2/4~14 7回) 498名 →DV被害者への対応など、具体的なポイントをまとめた「活動ハンドブック」を活用 2年目(11/13) 40名 →傾聴技法を学ぶ 3年目(8/2) 47名 →児童虐待など様々な地域課題について学ぶ	・民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっていることから、それぞれの状況に応じた対応について、わかりやすく示していく必要がある。	・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	・人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。	地域福祉政策課
277					■各市町村において総合的なソーシャルワーク、関係機関での密な情報連携を行う体制を整えるため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた各市町村との協議を行う。 ■各市町村における見守り支援体制の充実に向け、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の活用を働き掛ける。 ■市町村による民生委員・児童委員の活用促進に向けた取り組み(理解促進のための研修等)を働き掛ける。	・市区町村子ども家庭総合支援拠点の役割について十分な理解が進んでいないことに加え、小規模な自治体を中心に専門職員の人材確保が困難であることから、支援拠点の設置が進んでいない。 ・出生数の少なさを、養育支援を実施できる人材・委託先の不足により、事業の活用が進んでいない。 ・民生委員・児童委員の役割(平日夜間や休日の見守り、生活状況の確認等)に期待しているものの、情報漏えい等の不安から活用が進んでいない。	・各市町村を訪問し、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた現状や課題について協議を行うとともに、設置に向けた方策について助言を行った。また、母子保健担当部署を交え連携等についての聞き取りを実施した(R1.5~11月、計34市町村)。 ・要保護児童対策地域協議会調整機関において民生委員・児童委員との連携等を行う児童虐待防止対策コーディネートを一市町村に配置した(県単独の交付金を活用)。	・市町村の訪問・協議により令和2年度から新たに3市で設置されることとなったが、人口規模の小さな自治体では専門職員の確保が困難であること等から設置の動きが進んでいない。 ・民生委員・児童委員の活用について引き続き市町村に働き掛けていく必要がある。	・子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組む市町村に対して県単独の交付金を交付するほか、国補助金の活用も働き掛け、設置に向けた支援を行う。 ・民生委員・児童委員の活用について、研修会等の機会を通じて引き続き市町村に働き掛けていく。	・人口規模の小さな自治体単独で子ども家庭総合支援拠点を運営するためには人材や財源の確保が困難 ・交付金の活用自治体拡大に向けた周知及び財源確保	児童家庭課
278	■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る	・全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長会(4月19日臨時開催(61名参加))で以下を説明し、徹底を図っている。 ①民生委員・児童委員を支援スタッフとして積極的に協力を求める ②協力を求める場合は、具体的にその内容を民生委員・児童委員に直接伝えること。 ③個人情報を含め、業務上知り得た情報は第三者に漏らさないこと等。	・個別ケース検討会議等への民生委員・児童委員の積極的な参加が行われつつある。	■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る	児童家庭課(児童相談所)				

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
279	5地域における取り組みの推進	(3)地域における自立に向けた支援の取組	①生活再建に向けた見守り支援	●要保護児童地域対策協議会、自殺予防、ここから東部ネットワーク会議の取組で関係機関の対応力を強化し、対応力に応じて支援する。(安芸) ●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を行う(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図る(須崎) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関として代表者会や実務者会等への参加を継続し、情報共有や連携を図る(中央東)	●要保護児童地域対策協議会の構成機関以外との連携及び情報共有を図ることは困難である。(須崎)	●実績なし。(安芸) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関として代表者会や実務者会、個別支援検討会へ出席している。(中央東) ●DVの事例について、市町村等の関係機関と情報の共有化をおこなった。(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有に努めた。(須崎)	●要対協事務局や町の障害担当保健師をはじめとする関係機関と連絡できた。(中央西) ●要保護児童地域対策協議会でのネットワーク構築を深めることができた。(須崎・中央東)	●要保護児童地域対策協議会、自殺予防、ここから東部ネットワーク会議の取組で関係機関の対応力を強化し、対応力に応じて支援する。(安芸) ●DVやDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を行う(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図る(須崎・中央東)	●要保護児童地域対策協議会の構成機関以外との連携及び情報共有を図ることは困難である(須崎)。	健康長寿政策課(福祉保健所)	
280				●地域のネットワークの構築による情報共有	・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を11市に拡充する。 ・SSWの配置を35市町村・学校組合及び24県立学校に拡充する。 ・SC等研修講座の開催(年6回) ・SSW連絡協議会の開催(年1回) ・SSW初任者研修会(年2回) ・SC、SSWによる合同研修会の開催(2ブロックで開催) ・SC、SSWに対するスーパーバイズの実施	・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SC、SSW配置拡充のための予算確保 ・SC、SSWの専門性の向上を図る必要がある。	・SCを全ての公立小、中、義務教育、高、特支学校に配置した。また、アウトリーチ型SCを11市の支援センターに配置した。 ・SSWを35市町村・学校組合、24県立学校に配置した。 ・SC等研修講座(6/2、7/7、10/20、11/10、12/15、1/19) ・SSW連絡協議会(6/28) ・SSW初任者研修会(5/24、10/4) ・相談支援体制の充実に向けた連絡協議会(8/19、21) ・SC、SSWスーパーバイズの実施(随時) ・研修会やスーパーバイズの実施により、SC及びSSWの対応力が向上している。	・SC及びSSWの配置拡充により、児童生徒への支援体制の充実が図られた。 ・SCやSSWの専門性が向上し、よりの確かな支援ができるようになった。 ・勤務経験の浅いSCやSSWの支援力向上に努める必要がある。	・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を13市町に拡充する。 ・SSWの配置を35市町村・学校組合及び25県立学校に拡充する。 ・SC等研修講座の開催(年6回) ・SSW初任者研修会(年2回) ・SC、SSWによる合同研修会の開催(2ブロックで開催) ・SC、SSWに対するスーパーバイズの実施	・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SC、SSW配置拡充のための予算確保 ・SC、SSWの専門性の向上を図る必要がある。	人権教育・児童生徒課

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】													
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)		次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等			
281	5 地域における取り組みの推進	①生活再建に向けた見守り支援	●地域のネットワークの構築による情報共有	●DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	●高知県女性保護対策協議会理事会(6/5)、令和元年度DV被害者支援連絡会議(5/28)、令和元年度第1回こち男女共同参画会議(8/28)、令和元年度DV関係機関連絡会議(8/21～9/5)、DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会(12/2)、令和元年度第2回こち男女共同参画会議(1/22)へ参加した。 ●各種会合への参加により、関係機関との連携を強化を図った。	●各種会合への参加による関係機関との連携を強化により、地域のネットワーク構築が図れた。	●DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	警察本部 (少年女性安全対策課)			
282				●あったかふれあいセンター職員研修の継続(ゲートキーパー機能の充実強化及び利用者データ研修の実施)	●人材育成研修の継続	●多様な利用者ニーズに対応するため、あったかふれあいセンター職員等を対象とした研修を実施した。 コーディネーター研修(6/4) 41名 スタッフ研修(6/18,19,26) 42名 テーマ別研修(10/30) 56名 フォローアップ研修(1/24,30) 28名	●ゲートキーパーとしての役割の機能強化に向けて、利用者の支援ニーズの把握や関係機関に適切につながるスキルアップが必要	●あったかふれあいセンター職員研修の継続	●人材育成研修の継続	地域福祉政策課			
283				●あったかふれあいセンター等との連携【4(2)③再掲】	市町村、地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待対応研修を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解促進	高齢者虐待防止研修会の実施 ●市町村対象：R元.7月 66名	高齢者の虐待防止に向け、課題への取り組みに関する知識や理解を深めることができた。	市町村、地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待対応研修を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解促進	高齢者福祉課		
284				●隣保館を定期的に訪問し、DVIに関する相談の有無や対応状況を聞き取る。 ●隣保館職員等研修事業を委託し、DVIに関する研修を行う。	●隣保館職員は短いサイクルで異動するため、短期間で専門的知識を習得する必要がある。 ●隣保館職員等からの要望をもとに、資質の向上を図るための研修等が必要。	R元年度は9館を訪問しDVIに関する相談件数は計9件で、女性相談支援センターや警察等の関係機関に付いている。 また、住宅や生活用品を提供するケースもあった。	●DVIに関して、緊急性のある案件は直接、警察に相談することが多いと思われるが、生活相談等の背景にDVがある場合も考えられるので、引き続き、専門機関との連携を強化していく必要がある。	●隣保館を定期的に訪問し、DVIに関する相談の有無や対応状況を聞き取る。 ●隣保館職員等研修事業を委託し、DVIに関する研修を行う。	●隣保館職員は短いサイクルで異動するため、短期間で専門的知識を習得する必要がある。 ●隣保館職員等からの要望をもとに、資質の向上を図るための研修等が必要。	人権課			

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	
285	5 地域における自立に向けた支援の取組の推進	① 生活再建に向けた見守り支援	●民間支援団体との連携による居場所づくり【4(2)③再掲】	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給	・交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	民間シェルター運営費補助実施の交付決定 ・1か所 1,000千円	・民間シェルターとの役割分担や、支援の在り方についての検討が必要。そのためにも、民間シェルターの活動内容の詳細(誰に、何を、いつ、どの程度行ったか等)を把握する必要がある。	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	・交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	県民生活・男女共同参画課
286				●県内各地で支援を行う民間支援団体等との連携	・支援団体等が限られている	・民間支援団体主催の行事参加への働きかけを行ったり、同行して、居場所づくりを進めた。	・被害者の自立支援に役立った。	●県内各地で支援を行う民間支援団体等との連携	・支援団体等が限られている	女性相談支援センター
287				●事例があれば、市町村等と共有し、児童相談所と連携し、育児支援を行う。(安芸) ●個別検討会等により各担当間での情報の共有を図り、必要な育児支援を行う(中央西) ●必要時、児童相談所等と連携し育児支援を実施する(須崎) ●必要時、児童相談所等と連携し育児支援を実施する(幡多)	●育児支援に関わる機関の具体的な役割や人員配置など明確化する必要がある(須崎)	●実績なし。(安芸) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関として個別支援検討会等に出席し必要に応じて育児支援に関する提案等を行っている。(中央東) ●市町村の行うケース会に参加した。(中央西) ●相談直接窓口が市町村であり、必要に応じて市町と連携した(須崎)。 ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し(幡多)	●支援する関係機関の方向性の統一が必要。(中央西) ●要保護児童地域対策協議会等でDVの被害者に対し、育児の支援も必要であると確認できた。(須崎) ●関係機関の役割や対応状況の相互理解が促進した(幡多・中央東)	●事例があれば、市町村等と共有し、児童相談所と連携し、育児支援を行う。(安芸) ●個別検討会等により各担当間での情報の共有を図り、必要な育児支援を行う(中央西) ●必要時、児童相談所等と連携し育児支援を実施する(須崎・中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会を通して市町村等関係機関との連携促進(幡多)	●育児支援に関わる機関の具体的な役割や人員配置など明確化する必要がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
288	●児童相談所や福祉保健所等による育児支援【4(2)①再掲】	■児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面前提DVによる子どもへの心理的影響について研修を行う予定。	・配偶者暴力相談支援センターの職員が実践に生かせる研修内容とすること。	・児童相談所職員が講師となり、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、児童相談所の業務や面前提DVによる子どもへの心理的影響等について研修を実施した。(R2.1.29、15人参加)	・研修の実施により情報共有及び連携の体制が強化されている。	■児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面前提DV等による子どもへの心理的影響について継続的に研修を行う予定。	・配偶者暴力相談支援センターの職員が実践に生かせる研修内容とすること。	児童相談所		

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
289	5地域における自立に向けた支援の取組の推進	(3)地域における自立に向けた支援の取組	②子どもの健やかな成長の見守り	●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携【4(2)①再掲】	・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	・R元.12.1付けで民生委員・児童委員の一斉改選があるため、新任研修において、DV対策への対応について周知が必要	・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修(1年目、2年目、3年目)を実施した。 1年目(2/4～14 7回) 498名 →DV被害者への対応など、具体的なポイントをまとめた「活動ハンドブック」を活用 2年目(11/13) 40名 →傾聴技法を学ぶ 3年目(8/2) 47名 →児童虐待など様々な地域課題について学ぶ	・民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっていることから、それぞれの状況に応じた対応について、わかりやすく示していく必要がある。	・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	・人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。	地域福祉政策課
290					■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る	・全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長会(4月19日臨時開催(61名参加))で以下を説明し、徹底を図っている。 ①民生委員・児童委員を支援スタッフとして積極的に協力を求める ②協力を求める場合は、具体的にその内容を民生委員・児童委員に直接伝えること。 ③個人情報を含め、業務上知り得た情報は第三者に漏らさないこと等。	・個別ケース検討会議等への民生委員・児童委員の積極的な参加が行われつつある。	■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る	児童家庭課(児童相談所)
291					・要保護児童対策地域協議会に参加し、情報を把握に努める。 ・事案に応じて迅速に関係機関との連携を図る。	・児童虐待に対して、学校と関係機関の連携を強化するよう校内研修の充実を図るなど啓発等を継続する必要がある。	・要保護児童対策協議会に参加し、情報を収集に努めた。	・支援が必要な児童生徒の情報の収集ができた。	・要保護児童に関する情報収集を継続するとともに事案に応じて他の関係機関との連携を図る。	・要保護児童に関する情報収集の方法を見直し、効率よく対応できるように検討する必要がある。	人権教育・児童生徒課
292				●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実【4(2)②再掲】	・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を11市に拡充する。 ・SC等研修講座の開催(年6回) ・SC、SSWによる合同研修会の開催(2ブロック) ・SCに対するスーパーバイズの実施	・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SC配置拡充のための予算確保 ・SCの専門性の向上を図る必要がある。	・SCを全ての公立小、中、義務教育、高、特支学校に配置した。また、アウトリーチ型SCを11市の支援センターに配置した。 ・SC等研修講座(6/2、7/7、10/20、11/10、12/15、1/19) ・相談支援体制の充実に向けた連絡協議会(8/19、21) ・SCスーパーバイズの実施(随時) ・研修会やスーパーバイズの実施により、SCの対応力が向上している。	・SCの配置拡充により、児童生徒への支援体制の充実が図られた。 ・SCの専門性が向上し、よりの確な支援ができるようになった。 ・勤務経験の浅いSCの支援力向上に努める必要がある。	・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を13市町に拡充する。 ・SC等研修講座の開催(年6回) ・SC、SSWによる合同研修会の開催(2ブロックで開催) ・SCに対するスーパーバイズの実施	・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SCの配置拡充のための予算確保 ・SCの専門性の向上を図る必要がある。	人権教育・児童生徒課

【高知県DV被害者支援計画 令和元年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課又は関係機関
				取組の内容	R1年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R2年度実施計画(インプット)	
293	5地域における取り組みの推進	③子どもの健やかな成長の見守り	●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実	●養護教諭初任者研修の実施 ●養護教諭悉皆研修の実施 ●スクールヘルスリーダーを経験の浅い養護教諭の配置校へ派遣するために、現職養護教諭にも制度を周知する ●スクールヘルスリーダーを確保するため、退職養護教諭向けに希望調査を実施	●スクールヘルスリーダーの確保	●退職養護教諭向けに希望調査を実施(9月)。 ●スクールヘルスリーダーを経験の浅い養護教諭配置の9校へ派遣。	●養護教諭の世代交代により経験の浅い養護教諭配置校が増加しているが、それら全ての学校にスクールヘルスリーダーを派遣することができていない。	●養護教諭初任者研修の実施。 ●研修会などの機会を通じて、現職養護教諭にスクールヘルスリーダー派遣、事業制度の周知を図る。 ●スクールヘルスリーダーを確保するため、退職養護教諭向けに希望調査を実施。	●スクールヘルスリーダーの確保	保健体育課
294				●事例があれば、市町村関係機関との連携により、地域での支援をサポートする。(安芸) ●スクールソーシャルワーカーや市町村職員等との情報共有を通じた必要なケアを把握しケアの充実に向けて市町村の支援を行う(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の機会を通じ、スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等に助言支援する(須崎) ●要保護児童地域対策協議会の機会を通じ、スクールソーシャルワーカーや構成機関職員等への支援を行う。(中央東)	●家庭等でのケアに関わる機関の具体的な役割など確認していく必要がある(須崎)	●実績なし。(安芸) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関として個別支援検討会等に出席し、子どもの健やかな成長に向けて協議ができるよう、スクールソーシャルワーカーや市町村職員の立場を考慮した提案を行っている。(中央東) ●市町村の行うケース会に参加し、スクールソーシャルワーカーや市町村職員と支援の方向性を把握した。(中央西) ●相談窓口が市町村となるため、必要に応じて市町と連携した。(須崎)	●市町村等関係機関との連携ができた(中央西・中央東) ●要保護児童地域対策協議会等で被害がある場合スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等に適切な助言と支援する必要がある都府確認できた。(須崎)	●事例があれば、市町村関係機関との連携により、地域での支援をサポートする。(安芸) ●スクールソーシャルワーカーや市町村職員等との情報共有を通じた必要なケアを把握しケアの充実に向けた市町村への助言、及び支援を行う。(中央西・中央東) ●要保護児童地域対策協議会の機会を通じ、スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等に助言支援する。(須崎)	●家庭等でのケアに関わる機関の具体的な役割など確認していく必要がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
295				・SSWの配置を35市町村・学校組合及び24県立学校に拡充する。 ・SSW連絡協議会の開催(年1回) ・SSW初任者研修会(年2回) ・SC、SSWによる合同研修会の開催(2ブロックで開催) ・SSWに対するスーパーバイズの実施	・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SSW配置拡充のための予算確保 ・SSWの専門性の向上を図る必要がある。	・SSWを35市町村・学校組合、24県立学校に配置した。 ・SSW連絡協議会(6/28) ・SSW初任者研修会(5/24、10/4) ・相談支援体制の充実に向けた連絡協議会(8/19、21) ・SSWスーパーバイズの実施(随時) ・研修会やスーパーバイズの実施により、SSWの対応力が向上している。	・SSWの配置拡充により、児童生徒への支援体制の充実が図られた。 ・SSWの専門性が向上し、より確かな支援ができるようになった。 ・勤務経験の浅いSSWの支援力向上に努める必要がある。	・SSWの配置を35市町村・学校組合及び25県立学校に拡充する。 ・SSW連絡協議会の開催(年1回) ・SSW初任者研修会(年2回) ・SC、SSWによる合同研修会の開催(2ブロックで開催) ・SSWに対するスーパーバイズの実施	・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SSW配置拡充のための予算確保 ・SSWの専門性の向上を図る必要がある。	人権教育・児童生徒課